

中国農業合作化に関する考察

A Study of the Agricultural Co-operatives in China

菅 沼 正 久

Masahisa Suganuma

はじめに

中華人民共和国成立以来の40年近い年月において、中国農業はその深層の遅鈍な変化と比べて、表層の変転はまさに急速であった。土地改革は「土地法大綱」以来の指導思想を継承して、生産力発展の要件の充足を軸心に据えた。1950年の中華人民共和国土地改革法による土地改革が、「富農経済の保存」を鮮明にしたのはその象徴をなすものであった。

土地改革につづく農業互助合作化は、土地改革によって養われた農民の兩種の積極性、個人経済と互助合作の積極性を二つながらに基礎とするものであった。「過渡期の総路線」とそれによる互助合作の促進もこの延長線上にあった。

しかし、1955年夏以降、顕著に現われた「急躁冒進」の傾向は、政策の指導思想の明らかな交替をしめした。生産力の解放を旨とするものから、階級闘争を綱とするものへと変化した。階級闘争によって所有制の不断の改革を促すものへと変わった。そして生産力はこの所有制改革によってもたらされるものであった。人民公社はそうした指導思想にもとづく政策の極地であった。

階級闘争を綱とする指導思想は、土地改革後の農村社会の階級分析について特殊な手法をとった。中農の4区分である。新中農と旧中農の区別と、上中農と下中農の区別を交錯することによって、そこに富裕中農と下中農の葛藤を摘出し、更に下中農と貧農の同質性を強調して、「貧下中農」なる階層の実存を指摘した。

こうした階級分析の試みられた当初、1955年当時には、中農の区分は、中農を4階層に区分するものでなく、いずれも中農に属し、中農は革命における団結の対象とされた。しかし間もなく、

その中農のなかから、ひとり富裕中農が摘出された。富農が実質上解消した農村社会において、その富裕中農は資本主義の傾向を代表するものとされ、階級闘争の対象に推転させられた。富裕中農と貧下中農の対立と闘争。これが農村の基本的階級対立であり、それぞれ資本主義の道と社会主義の道を代表するものとされた。中農にぞくする富裕中農を階級闘争の対象とする手法はいちじるしく非マルクス主義的であった。

小論は、1955年に到来した中国農村の社会主義の高潮期における互助合作化を主として考察するものである。近藤康男、阪本楠彦編著『社会主義下甦える家族経営』第5章所収の阪本さん執筆の「協同化政策の軌跡」を評論する方法を用いて自説を述べるものである。阪本さんが『中国農村的社会主義高潮』（上・中・下巻）の各報告と毛沢東の書いた按語を題材にしたのに因んで、小論も多くこの材料に論及する。

I 農民と合作化

(1) 「自発社」について（党の領導を超えて、農民が自発的に創設した合作社）

指摘のように、イ、郷政府の批准なき建社口、批准またずの黒社をいう。問題は領導と大衆の関係にある。領導の側には当時「右傾機会主義」があった。反「冒進」の政治傾向である。また大衆の側には社会主義の積極性はあるが条件を欠いた建社の動きがあった。後者は「質」問題として留意された。人民日報（1955年10月25日社論）は合作社の質の問題について十分な準備をよびかけ、①錯誤思想を批判し工作経験を総括すること、②大衆に合作化の方針政策を宣伝すること、③全面

規画の制定、④弁社幹部の訓練、⑤互助組の大量発展の5項目の準備と条件をあげた。これは建社の焦りを抑える志向を現わしているが、大勢はこれを超えて進んだ。「騎虎の勢い」というべきであろう。それに対して、解散措置「堅決収縮」がとられたが、この措置はのちに文革のさい「走資当権派」批判の目玉にされた。

(2) 合作化の指導思想

毛沢東の賞讃的なのは南王庄3戸が「自発社」をつくったことではなく、貧農が上層中農とその利益を代表する村の党員に抗して、また整社工作組の意図に抗して、安平県委とその派遣の周術学の支援のもとに、合作社をつくったことである。いいかえると貧農、下層中農の社会主義への積極性、それによる合作化を「5億農民の方向」といったのである。したがって「規模の経済」と「自発社」を結びつけて論ずるのに、南王庄は適例ではないと思う。

残る「規模の経済」の問題。1戸で小農的生産手数のワン・セットをもった農民が「nセット共有の合作社を作る」ことの優越性を明らかにすることによって「強力な協同化政策」を展開できる。阪本さんの論旨はこのように要約することができる。

しかし、中国における合作化の論理の重点はここにはなく、基本的には1946年の「五・四指示」および1947年の「土地法大綱」の延長線上にあると思う。すなわち「貧農に依拠し、中農と強固に連合し地主階級と旧式富農の封建半封建の搾取制度を消滅して生産を発展させる」方針の延長にある。W・Hinton『翻身』が参考になる。その重点は貧農が中農をむしりとりることによって翻身することではなく、生産の発展によって翻身を完成することにある。土地分配後の運動の重点は生産発展にあり、生産発展によって、パイをふやすことであった。これを言い換えると小農的生産手段のnセット共有の優越性を追求するよりも、もう一段低い生産力水準にあって、例をあげていうと王国藩合作社の「白手起家」（『高潮』上冊17～19頁）の追求であったと思う。象徴的なことには「上山砍柴、解決沒有生産資料的困難」である。譬喻的にいえば節約よりも増産に合作化の課題があっ

た。例の「まず合作化、そして技術改革」のゆき方も同じ、問題領域にある。技術改革のためには、機械を手に入れるのに必要な資金を稼ぎ出すことが必要であり、そのためには「上山砍柴」もやらなくてはならない。「上山砍柴」をやるには、2つのことを満たす必要がある。第1は食糧を腹一杯にする量だけ手に入れること。第2は山に登るだけの時間の余裕をつくり出すことである。王国藩合作社の成立は、この問題を解決した。そしてこれは当時の、中国農村でかなり普遍的な意味をもっていたと思う。

(3) 合作化による「白手起家」について

「白手起家」が農業合作化のかなり普遍的な理由をなし、「小農的生産手段のワン・セットのn倍化合作化の優越性」を論ずるにふさわしい条件は、藤村俊郎さんが物財投資の点で注目する「1960年代後半以降の時期」（p 212）に生じたと思う。この基礎のうえにやがて統分結合の聯産承包制経済が成立することになる。いまはその10年ないし20年まえの1950年代後半期の問題を論ずる。

白手起家が合作化のモメントとして有効であったのは、当面の農業生産力水準に由来する。一般的な過剰就業＝潜在的失業の状況では合作化はまず就業＝所得機会を創造する必要があり、単純な省力は事態の悪化の方向に作用する。合作化による労働の適切な配合などによる耕種作業の省力は、食糧作物以外の多角経営（林牧副漁etc）に道を開いたばあいに経済的に有効に作用した。合作化政策が「副業」をふくむ多角経営の発展に異常な関心をはらったのは、この理由による。

当時の農業問題は飢餓問題としての食糧問題の解決＝翻身の完成にあったと思う。食糧生産はまず農家自給需要の充足を課題とした。1952年の食糧生産高1億6,392万tのうち自給分は1億2,489万t 76.2%を占めた。これは農業生産力水準の低さを反映している。この1億2,489万tの自給食糧により農民は生活＝家族労働力の再生産を保障し、その労働力の就業＝所得機会の拡大を追求する状態にあった。「自家労働の完全燃焼」の追求であった。それは、合作化＝公社化に至ったのち、副業、多角経営の発展に結実するのであるが、1955年当時は、それよりも低水準、「上山砍柴」の段

階—採取労働を提起する段階であったと思う。中国農村の過半が山区にぞくすることとも関係があった。

合作化農業が、就業=所得機会の創造によって、自給食糧問題の解決を基礎にして、若干の建設資金を蓄積した段階で農田水利基本建設、土地改良の事業が農村の一般的な課題となった。それは、労働の生産労働と建設労働への配分（後者は農閑期労働、工分記入）、労働報酬基金の生産労働、建設労働への配分を行ない、「労働累積」形式の蓄積をはじめる段階である。具体的にはこの事業は、高級合作社という階級組織では実施困難であって、全戸加入、脱退なしの社会組織、つまり人民公社のような公的 성격の強い組織においては、はじめて可能となったと言わなければならない。高級合作社では社員の脱退、土地の個人持ち分、その割愛（高級合作社示範章程第11条）が許されたので、大区域にわたる土地連担の改良事業は実施が困難であったと思う。ちなみに阪本説の「n倍化」の問題、農業生産手段の所有、利用の組織化が日程にのぼる時の課題であって、この次の段階にぞくすると考える。

(4) 「土地整理・改良事業の一過性」について
まず阪本さんの叙述を紹介しよう（前掲著、p 248 以下）。『『高潮』の中で、個人経営の枠の中ではやれなかったのをやれたと書いてある事例は、その「ほとんどが土地の団地化に関するものである。その一つとして江蘇省新海連市（いまの連雲港市周辺）朝陽郷前進農業生産合作社が考察の対象となる。この合作社は全郷農家の93% = 578戸を組織した超大型合作社であって、『高潮』611頁の表題は「大社的優越」であり、中見出しに「社越大、優越性越大」とある。前進合作社の概要は次の如くである。

54年冬以来全郷農戸の93% = 578戸、労働力1,568人（男843人・女725人）入社、土地3.344（223ha）= 1戸平均38アール

開墾地2.200ム（147ha）、租入地350ム（23ha）計5.894ム（393ha）

農業生産隊7隊（140戸~38戸）、平均56ha、83戸224人、党団員24人

生産組41組（18~12戸）平均9.6ha、14戸38人、

党団員4人

党員32人、団員134人、計166人

副業生産隊1隊（副業参加、最高350人）55年8万元収入、1戸平均140元

全社の土地。1労働力平均負担の面積にてらし、自然村の地形にもとづき、7区画に分け、生産隊に固定。各生産隊はさらに各生産組の労働力の多少、土地の遠近、水田と畑、作物種類および土質の良否にもとづいて、均等に配分し、各生産組に割当て固定させた。（615-6頁）

ちなみに大社の優越性（620-2頁）をしめす指標は以下の如くである。

1. 土地整理
2. 適地適作（引用文p 248-9の如し）
3. 技術改革（深耕、密植、増施肥）
4. 多毛作化
5. 高産作物導入
6. 各種基本建設

① 大規模開墾2.200ム

② 農田水利工事54年冬春 } (労働累積)
450人 8.622労働日

③ 多角経営、樹園地47,000株、蔬菜70ム、
養豚、魚、鴨、鶏、塩業

1労働力、単幹時、年68労働日、合作化後156労働日

婦人の労働参加 全社731人中725人が社内労働参加 99.2%

作業管理と責任制。合作社は各生産隊にたいし包工包産とした。社内の中等労働力を標準として、各種農作業の定額標準を確定し、各ムに要する労働点数（工分）を制定する。そのうえで各生産隊の得る総工分値を算出して、各隊に請負させた。

生産隊の各生産組に対する関係は「常年包工」であり、合作社が生産隊に請負させたもとの工分値にてらして、各生産組に請負させた。

阪本さんは「組から下のことは記述がない」（p 252）と言っているが、以下の記述によって事情を知ることができる。「生産組は生産隊から請負い工分（包工）を受けると、包工標準の80%を工作日に充当し、その他を機動数として留保し、あり得る額外支出に備える。決算後、工分に余剰があると、比例に按じて社員に配分する。

社員小組の運営方法は、各項の農作業ごとに、社内内で統一規定された工分標準を基礎にして、ま

た、その時ごとの耕作条件の難易や土地の遠近にもとづいてあらかじめ研究し、具体的な工分を定めて社員に請負わせる。社員が一項の農作業を完了するごとに、それが各人の作業実績を明確にできるものであれば、各人は標準にてらして工分を得る。明確にできない場合は、社員が包工工分にてらして相互に評定する（『高潮』617 - 618頁）。

以上が前進農業社の概要である。この概要を基礎にして、阪本さんの論述を批評する。阪本さんは前進農業合作社が合作化によって達成した実績をつぎのように要約している（p 248 - 250）。

1. 大いに土地整理をおこなった。区域内の各処に分散し交錯した耕地は73ha余である（全耕地面積223haの33%に相当する。阪本さんが引用した数字に誤った換算がある）。これを居住状況に応じて耕作を調整した。2. 適地適作を実行した。早稲の晩稲改作17ha、それにより10アール当たり75キロ増収となった。〔阪本さんはこれを「要するに一に交換分合、二に集団栽培ということなのである」と論評した。〕3. 耕種改善。4. 二毛作増大。5. 高収量作物の増大。6. 大規模開墾・農業水利

阪本さんは『高潮』報告が上記6点を列挙したのち、「合作社は大きければ大きいほど優越性も大きい」と結論づけるには「議論の荒っぽさがある」として、「耕種改善や二毛作化、高収量作物の導入などは、本来、個別経営レベルで充分やれるはずなのである」とまとめた（p 250）。このまとめの真意は「土地整理・改良事業の一過性」という阪本さんの主張であって、つぎのようにも言っている。

「また土地の交換分合にしても、一度完全にできあがってしまえば、当分の間はその維持さえ心掛ければ足りる。集団栽培にしても計画決定という難関さえ突破できれば、あとは個人経営にまかせてしまってよい。……年々の日常的な農作業にも、*n*倍化しただけの利益があるのだければ、事業が一段落した段階で、あとはめいめいにやろうという話になったとしても、農民の*個人主義*を責めることはできぬのである」（p 250）。

阪本説は相当強烈に、社会主義中国の条件における、農業経営の個人経営、家族経営への回帰を

示唆している。解放後30年の中国農村の推移は、「変化はたしかにあった。だがつまりは小農制という大枠の中での変化」（p 233）にすぎなかった。いろいろと変化はあったが、各戸生産請負制も「つまりは小農制である」し、その「小農制に戻った」、「振出しに」戻った（p 232）。これが阪本説である。

その阪本さんの「小農制に戻った」説において、「土地整理・改良事業の一過性」説は重要な位置を占めている。一過性説の概要は上述の引用の如くである。その引用文の中間の点線省略の部分に つぎの文章があった。「土地改良事業も1970年前後の大寨のように、毎年必ずどこかの峰をくずしてどこかの谷を埋め、既耕地の状況も年々めまぐるしく変動する、といったことはザラにあるものではない」。これは山西省の大寨生産大隊の「搬山填溝」による「人造平原」建設の話である。

阪本さんはここでは、さきの「土地改良事業の一過性」に加えて、農田水利基本建設事業の一回性を示唆し、また社会主義農業における集団労働の一過性、一回性を示唆している。「あとはもう個人経営にまかせてしまってよい」。集団経営もしくは集団労働は「年々の、日常的な農作業にも*n*倍化しただけの利益がある」ときに限定されるというわけである。しかし、中国の社会主義農業について考えるとき、阪本さんが挙げた理由だけでは、集団経営の一過性、一回性を一般化することはできないであろう。

「土地改良事業の一過性」という主張は、阪本説のキイ・ワードである。1980年以降の聯産承包責任制を「小農制」への回帰とみなし、中国農村の土地改革完成以降30年の歴史的変化を「つまりは小農という大枠の中での変化」（p 233）とみなしたのは、集団労働や集団経営は土地整理、改良事業における一過性の形態にすぎなかったからであり、「あとはもう個人経営にまかせてしまってよい」状態にあったからである。阪本さんはさらに筆を進めて、マルクスもまたコンミュン国家において、「農民の地位」のままで「近代農学の恩恵」を蒙むことができると述べたとして（p 251）、社会主義下の小農制の論拠をマルクスに求めたのである。この点は後述する。

しかし、聯産承包責任制の一般化を単純に小農

制への回帰とみなすことができるだろうか。また、中国農村の30年を単純に「小農制という大枠の中での変化」と言えるだろうか。(1)その論拠の一つとされた「土地整理、改良事業の一過性」は技術的な特徴を指すもので、事業主体とシステムは決して単純な一過性のものではない。(2)また、もう一つの論拠としてのマルクスの見解についての解釈は、牽強附会の論にすぎる感が強い。(3)さらに、「中華人民共和国の政府のもとでなら、耕種改善だの、二毛作増大だの、高収量作物の導入だの」(p 251)は小農が手がけることができるとしたが、中国の農民経済の生産力水準がはたして、そうした可能性をあたえたであろうか。(4)農業をふくむ社会主義の制度を、マルクス主義の古典に論拠を求めることは無謀であるし、ソ連や中国や東欧のせいぜい60年、30年の経験から一般論をひき出すこともできない。一つ一つの制度の消長をその条件との関連で考察し是非を論ずる以外に方法がない。その感を強くするのが、中国農業における基本建設の経験である。その点で阪本さんの「一過性」説、「事業が一段落した段階で、あとはめいめいにやろうという話」(p 250)は実証的な考察が必要だと思ふ。

阪本説の核心をなす土地整理・改良事業＝農田水利基本建設の一過性は、すでに述べたようにその技術的特徴を言うものであって、事業主体とシステムは一過、消滅というものではない。農田水利基本建設事業は資本主義的比喩を以てすると、投下資本は土地に合体して土地資本を形成する。事業は土地資本の現実的蓄積の形態であり、一種の固定資産の取得である。固定資産を取得するには通常、貨幣形態の自己資本の調達が行先する。建設事業は技術的には一過性であっても、土地資本形態の固定資産、それに見合った自己資本の蓄積は継続的な資本運動として存在し、けっして一過、消滅しない。この事情は貸借対照表における資本の調達と運用の関係を以って容易に類推できる。

農業生産合作社における農田水利基本建設は、一般に「労働積累」形態を以って行われるから特殊である。まず、社員労働＝活労働として調達＝投入され、その対象化＝建設物に転化する。つぎに、その建設労働はつねに生産労働と不可分に結

合して年間の総労働を構成する。その総労働にたいする報酬は、生産労働の果実＝所得を以って充当される。比喩的に言うと、総労働のうちの剰余労働が「労働積累」となり、「土地資本」を形成するのである。本来的に集団労働である建設労働が生産労働と不可分に結合して総労働を構成する関係上、生産労働も集団労働の形態をとらざるを得ない。「事業が一段落した段階で、あとはめいめいにやろう」というわけにはいかない事情がここにある。

農業生産合作社における農田水利基本建設は、相当の長期にわたって継続的に進められる。その進度は生産労働の果実のうち、生産労働報酬を超えて、いくら建設労働報酬として分割しうるかによってきまる。中国農業の低生産力水準のもとでは、建設労働報酬としての分割分が制限され、そのことが建設の進度を制約する。「事業が一段落」するのに10年、20年の長期を要するという事情がここにある。ある1カ所の建設が当年度内に完了したからと言って、当該耕地の農民が翌年から「あとはめいめいに」やる具合にはいかない。ちなみに1954年冬－55年春の期間に、開墾800ム、全開墾地2,200ムの排灌両用水路の建設をおこなった。その労働日数は前者2万労働日(推定)、後者8,622労働日で年間総労働日数7万8,686労働日の40%近い建設労働を投入した。

「n倍化しただけの利益」と集団労働。阪本さんの協同経営論の一つの論点をなすのが、「n倍化しただけの利益」論である。集団労働との関連で、阪本さんは建設事業にとどまらず、「日常的な農作業にも「n倍化しただけの利益」がある」(p 250)ならば、集団労働が成立するという主旨のことを書いている。これはある一定以上の生産力水準のもとでの一般論であって、その条件を欠くならば、n倍化に相応した利益がなくても、集団労働は成立する。

ある一定以上の生産力水準とは、農業での追加的な固定資本投下、設備投資がコストを媒介にして競争の勝敗を決するような状況である。その条件を欠くとは、例えば差額地代法則が十全に作用せず、他の経済法則が基本法則として作用する状況である。日本農業が該当する。また例えば、機械化設備投資が農業経営の競争と存立の必須条件

ではなく、つまり、節約が農業経営の規制者でない状況である。中国農業が該当する。すなわち、農業就業者の半数近くが過剰就労という潜在的過剰労働力であって、その就労機会の創造を必須の課題とする経済環境、また食糧の商品化率20%に象徴される食糧問題の切迫した生産力水準。中国の農業生産互助合作組織が直面した問題はこのようなものであり、なにかんずく就労機会の創造であった。中国ではまず、「n倍化しただけの利益」の追求の埒外で、農業集団化が進展した。

(5) 「近代農学の恩恵」と合作化農民

阪本さんは毛沢東や『高潮』執筆者の「社は大きければ大きいほど優越も大きい」とする思想を「荒っぽい議論」として非難し、それにまさる先人としてマルクスを指名した。マルクスの論述のどこが「荒っぽい」のか、必らずしもはっきりしない。あえて推察すると、農業生産力の発展を経営組織の規模拡大と短絡させたこと、その大規模経営における合理的な作業体系に留意しなかったことかと思う。それは中国の1980年代における聯産承包責任制、すなわち集団所有制を基礎にした集団経営と家庭経営の重層的結合の経験を肯定する見地から、100年まえのマルクスの論文を評論した際の、結論である。1世紀を距つ論評ゆえ、マルクスもいささか戸惑ったかもしれない。

阪本さんがマルクス「土地国有について」の一部の論述を「荒っぽい」と非難したのは、「大規模経営」における近代的な農耕技術を効果的に駆使する方法に論及しなかったこと、また小経営におけるその可能性を論じなかったこと、などが主たる理由だと思う。だから阪本さんは、マルクスが「土地国有について」を書いた前年の1871年の著作「フランスの内乱」第1草稿のなかの論述に注目したのであろう。

マルクスのこの論文はコンミュンという政府形態の歴史的特質、例えば「社会的解放の政治形態」という特質を論じたものであって、「近代農学の恩恵を農民にあずからせ」ることを説く農業経営学の論文ではない。しかし、阪本さんはこの農業経営学的論点に注目した。それは必らずしも見当ちがいでないが、論文「フランスの内乱」におけるマルクス主義農業思想を正確に読みとっ

たものとは言えない。またこれが核心であるが、中国の「各戸産責任制」（阪本さんの訳語）の経験を承認したうえでの社会主義農業論の展開－阪本さんの論究もこのためにあると思うが一から外れた読み方だと思ふ。

マルクスのパリ・コンミュン評価およびコンミュン国家論における農業問題は多岐に互っているが、阪本さんはその一部に傍点を付して引用した。その引用の仕方からみると、農民はコンミュン国家においては「農民の地位」のままに「近代農学の恩恵」にあずかることができる点を強調している。しかし、マルクスはその翌年の論述「土地国有について」のなかで、「分散された小地片の耕作をともなったこのような土地所有の形態は、近代的な農業改良の適用を排除してしまうだけでなく、同時に農民自身を、あらゆる社会的進歩にたいする、なにかんずく土地国有にたいする、もっとも決定的な敵たらしめるものである」（岩波文庫版、大内力編訳『マルクス・エンゲルス農業論集』p51）とさえ言っている。

マルクスの農業問題思想をしめす論述としては、この方がポピュラーでもあり、コンミュン論における農業問題も軌を一にしていると思う。ということは阪本さんが引用したマルクスの1971年と1972年の二つの論述は、対立した見解を述べたものではなく、「近代農学の恩恵」にあずかり得るのは土地の大規模耕作、大規模経営であることで統一されている。阪本さんが引用し、社会主義下の個人経営の論拠とした「フランスの内乱」第1草稿もその統一にふくまれる。

マルクスはコンミュンと農民の関係を論じて、次のように指摘した。「コンミュンはその現在の経済的諸条件のもとにあつてさえ、農民に大きな即時の恩恵をあたえることのできる唯一の権力である」こと。そして、「現在では敵対的な力として日々に農民を侵害しているところ」の「近代農学の恩恵」を「農民にあずからせることのできる唯一の政府形態である」こと。そうであるにもかかわらず、農民的所有はすでに「衰退期」にあり、その「生産様式そのものが、近代の農学の進歩によって時代おくれになってしまった」こと。マルクスのコンミュン国家論の論旨はこのように理解すべきであらう。

しかし、この論述は100年まえの昔、僅か2カ月間存続したバリ・コンミュニョンの経験を総括して、コンミュニョン国家論を論じたものである。それは周知の如くである。そうした時代的制約の論述に、100年後の現代の農業問題を解釈する字句を求めるとは無理である。

聯産承包責任制以降の論点。阪本さんが批判した社会主義集団農業についての「荒っぽい議論」を克服するための、その主な論点は次の如くであろう。(1)大経営が小経営に優越する命題において、その優越点とは何か。どのような方策と条件によって優越性を発揮できるか。(2)大経営の内部に装置された家族労働組織、家庭経営。その労働管理と労働報酬制度。(3)小農制、家庭経営の経済的特質の解明。この三つの論点の解明によって阪本さんの「n倍化」論と「荒っぽい議論」という提起は解決されるであろう。

II 「中農は村のために泣いてもらう」について

(1) 論点と実状

まず、阪本さんの論旨を略述紹介し、あわせていくつかの参考事例に補充的に論及する。

新疆ウイグル自治区伽師県の報告〔『高潮』、1,300頁〕-「貧農が中農と協同し、中農の所有する生産手段を利用できるようになる、という意味があるだけの合作化に対して、中農が拒否反応を示した例」(阪本、p 252)。

ある幹部の考え方「土地改革では中農の動揺を防ぐため残さざるを得なかった中農と貧農との格差をいまや、協同化で単純に平均化……はケンカランとする考え方」。

第5区区長 司馬衣衣的里斯「(以前我对農業社の性質認識不清)合作社内で中農ばかりがふえれば役畜も農具も完全にそろい、土地はひとかたまりになって、はじめて増産を保証でき、協同経営の優越性を示せると思っていた(而沒有認識到、這是一種不依靠貧農的思想偏向)〔1,305頁〕。中農と貧農の協同は「平均的な所得を向上させるという効果」(p 254)を有する。

〔説明〕

想定① 中農と貧農とそれぞれの労働の限界生産性に格差がある状況。また、② 協同化により各耕地の労働の限界生産性も均等化。総投下労働は不変、総生産増大、かつての貧農の労働の限界生産性のレベルまで合作化が投下。さらに総生産は増加「村は全体として、農民は平均として富む」(p 254)と想定する。

但し、中農上層は限界生産性の低い労働に従事するために、分配所得は低下する。

〔事例の1〕

湖南、長沙県高山郷武塘社〔『高潮』857頁〕
「1955年の増産の方策=双季稻。中農の良田をメチャクチャにする(背壊)恐れ、10トンの大糞を自分の田に投入」。この文章の指摘は、「地力問題」。しかし「問題は労働の限界生産性に帰着する」。中農は労働の限界生産性を、「村として均等化し、村の総生産を極大化するよりも自分だけの利害のほうを重視したがる」。(p 255)

〔事例の2〕

貴州省貴定県盤江郷平堡社〔『高潮』1,146頁〕

合作化による土地集中経営は、個人の零細土地の耕作に比べ省力する(労働力の統一使用、按勞取酬原則の実行、労働積極性向上、婦女子と半人前労働力の生産参加)。

労働力の需給計算=129人の労働力、1年8カ月240工、全社30,960工。

1955年22,000工使用、剰余は8,960工〔社員自找出路の傾向出現〕多種経営により「費工夫、収益少、時間長、不解渴」。

幹部は「旧来の中農の限界生産性のレベルで合作社が集約化を規制するとすれば、合作社はそれこそ、過剰労働力の大量生産機関になりかねない」(p 256)として、大衆に奮闘を訴えて増産計画を樹立する。

毛沢東按語-本文作者=「制定生産規画的整個過程、就是先進思想和保守思想斗争的過程」。この種の保守思想を克服し、生産力と生産を大きく発展させるために、すべての地方、すべて

の地方、すべての合作化は、その長期計画をつくる」(『高潮』1, 146頁)

「そのとおりだと私も思う。しかし、村全体のために中農上層には泣いてもらうにしても、望まれるのは、生産手段のnセットをそろえた合作化が、ワン・セットだけの個人経営に劣らぬ生産関数をもつことであろう」(p 256)。

「全国農業発展綱要」の目標。1962年に大多数を合作化。「富裕中農の生産水準、収入水準に追いつき、追いこす。社員1人収入が当地平均の富裕中農の収入に追いつき、追いこす」

そのための12項目の仕事。① 興修水利、② 増加肥料、③ 農具改良と新式農具導入、④ 良種推广、⑤ 復種拡大、⑥ 高産作物導入、⑦ 精耕細作、耕作方法改進、⑧ 土地改良、⑨ 水土保持、⑩ 耕畜保護、繁殖、⑪ 病虫害消滅、⑫ 開荒、耕地拡大

「村の共同の仕事」として取組むのだが、「だからといって日常的な農作業をすべて集団的にしなければならぬという結論」はない。

「村全体のために、いったんは泣いた富裕中農が生活水準が回復しただけでは、満足するとは限らず」、日常農作業は「勝手にやらせてくれ」というのも無理ではない(p 258)。

(2) 指導機関内での貧農の優勢をうち立てる問題

『高潮』の報告資料のうち合作化の指導機関内で貧農の優勢をうち立てる問題を報告したものは8編ある。すでに引用された「5億農民の方向」、またここで引用された伽師県報告、湖南省の高山県武塘社の報告が含まれる。毛沢東は武塘合作社の報告に長文の按語を寄せて、貧農の優勢について、つぎのように指摘している。「合作社内の指導部は、指導部のなかでの現在の貧農および新下中農の優勢をうち立て、旧下中農、旧上中農、新上中農を補助勢力にしなければならない。そのようにしてはじめて、党の政策にしたがって貧農と中農の団結を実現し、合作化を強固にし生産を発展させて、全農村の社会主義改造を正しく完成することができる。」

また、土地改革後の階級分析をおこなって、貧農、新下中農、旧下中農の3部分の農民のうち、「自覚程度が比較的高く、比較的組織能力のある

若干のものを選抜し、訓練して合作化の指導骨幹を構成する」ことを提唱した。

富裕中農については、「社会主義的自覚が高まり、合作社加入を要望し、しかも貧農(現在の貧農、もと貧農であったすべての新下中農をふくむ)の指導に服することを希望するようになった場合に、彼らを吸収して加入させる」として、とくに「生産手段が少しばかり少なくても、合作社を組織できることは、貧農と下中農が組織した、きわめて多くの合作社がすでに証明している」とした。〔『高潮』857~9頁〕。

毛沢東按語の論旨を参照すると、伽師県の報告は「貧農が中農と協同し、中農の所有する生産手段を利用できるようになる、という意味があるだけの合作社に対して、中農が拒否反応を示した例(阪本さん)に重点があるのではない。この報告を書いた鐘英・蕭島泉の両氏は区、郷級幹部の誤解、貧農排斥思想を批判した。例えば、「多くの幹部は農業生産合作社は増産の要求に保証をあたえることを、誤って理解して、合作社が増産を確保するには、家畜と土地を多くもった中農を多く吸収しなければならず、そうして、はじめて合作社の優越性を顕示できると考えていた」糊塗観念を批判している。これらの幹部は「貧農は土地、家畜ともに少なく、新式農具購入の金もない。貧農を多く吸収すると、合作社は豊作をかちとることが難しくなり、模範をつくることができない」と考えていた。阪本さんが引用紹介した司馬衣衣的里斯区長の思想がこれに当たる。

伽師県の報告、後出の武塘合作社の報告および、これについての毛沢東の按語は幹部の誤った思想を批判し、合作社が貧農に依拠しなければならないことを論じている。その理由として、「農業の社会主義改造は一場のきびしい階級斗争であり、党は必ず、社会主義を支持する階級力量を探し当て、社会主義に反対する階級敵に打撃を加えなければならない」〔『高潮』1, 306頁〕ことがあげられている。その指摘は妥当であるが、農業生産合作社がうち立てようとする生産力の見地からも、論ずる必要があると思う。「白手起家」は貧農に依拠することによって達成できた。

また貧農に依拠し、中農と団結する政策についての誤解も論じられている。工作幹部が「貧農

をとびこえて中農と団結する」誤ちを犯したことを批判して、「中農と団結するには、まず、貧農を発動しなければならない。思想上、貧農を高め、貧農の政治上の優勢をうち立て、貧農を通じて中農と団結し教育して、中農を互助合作の方面にひきつける」〔『高潮』1, 303頁〕ことを論じた。また「社員全体に階級政策を教育し、貧農と中農が『合則両利、離則両傷』である道理をくりかえし説き明かして、彼らに農業生産合作社は貧農と中農の自願結合の経済同盟であることを分らせる。ただ貧農と中農が強固に団結して農業生産合作社を立派に運営することによって、はじめて効果的に生産を発展させて富農や一切の富農的傾向と斗争し、共同富裕に向けて歩むことができる。そうして貧農排斥、中農の利益侵犯の現象を是正できる」〔『高潮』1, 307頁〕という見解を明らかにした。

毛沢東は合作社運営の階級政策を提起した。それは合作社＝富農および富農的傾向との斗争の組織を通じて実現しようとする農業生産力と不可分の関係にある政策である。その意味では伽師県四区二郷二村農業社の一人の幹部の貧農加入拒否、(阪本論文 p 253 - 4)の思想は、単なる「中農と貧農との格差」の「協同化で単純に平均化」を拒否する思想ではなく、合作社によって生み出そうとする農業生産の帰趨にかかわる性質の思想問題であった。

この二郷二村農業社の幹部の思想と司馬衣衣的里斯区長の思想は共通している。ともに「中農の耕牛や農具のことを考えて」(毛沢東『高潮』859頁)、それによる「増産の保証」を求めようとするものであった。毛沢東はこれに対し、あえて、「生産手段が少しばかり少なくても、合作社を組織できる」(同上859頁)とさえ強調した。阪本さんは、この毛沢東の「批判はたしかに当たっている」と支持した(p 254)。

しかし、毛沢東の見解とは微妙にちがっているように見える。阪本さんは、中農と貧農の協同化は両者の所得の平均化を結果するにとどまらず、「平均的な所得を向上させるという効果をもちうるからである」(p 254)と述べている。合作社がいうところの「所得の平均化」でないことは、いうまでもない。それは新しい生産力を生み出し

また、新たな蓄積の創造を予定するものである。それは「平均的な所得を向上させる」というまちはいてはない。しかしその「平均的な所得の向上」がどのようにしてもたらされるかという点で、毛沢東や当時の中国共産党の考え方と阪本説とはちがっていると思う。

(3) 中農と貧農との「労働の限界生産性の格差」について

阪本さんは協同化の「平均的な所得の向上という効果」について説明するに当り、まず、貧農と中農の「それぞれの労働の限界生産性に格差がある状況を想定する」(p 254)。その格差がどのようなものであるかは明らかにしていないが、中農をふくむ合作社農民が「かつての貧農の労働の限界生産性のレベルまで合作社で労働を投下」することを想定している。また「中農の上層(当時の中共の階級区分による「富裕中農」に相当するとみなす—引用者)は、従来なら考えもしなかったような限界生産性の低い労働にも従事しなければならず」とも予想する。

この想定によると、中農もしくは富裕中農の労働の限界生産性が貧農のそれに比べて高い水準にあり、貧農の労働の限界生産性は中農と比べて低い水準にあったと仮定している。はたしてそうであったろうか？ 私は一般的に言って逆であったと考えている。

私は、言葉の表現は拙いが、あえていえば、一般的に言って中農の多くは勤勉であって「精農」か「篤農」であり、貧農は惰農でさえあったと思う。だからこそまず、政治、思想面から発動し、主人公であると自覚をもたせて、卑屈から脱却させる工作が不可欠であったのだと思う。

日本の諺にいう「惰農は草をみて取らず、精農は草をみて取り、篤農は草をみずして取る」という事情は中国でも同様であったと思われる。これを労働の限界生産性の角度からいえば、中農は精農的傾向をもち、「精耕細作」して生産性の高い仕事からその年内に収穫＝所得をもたらさない、あるいは、いちじるしく生産性の低い仕事にいたるまで手が及ぶ、総体としての収穫を最大にするべく努める。単位面積当り収量、労働力1人当り収量は高いが、労働時間当り生産性はかえっ

て低くなる。貧農はむしろ惰農の部類に属するものが多く、貧困ゆえに却って、「精耕細作」に至らず、収穫に必要な最少限度の仕事、いいかえると労働の限度生産性が比較的高い仕事にとどまり、そのため総体としての収穫はつねに少なくなる傾向にある。以上が私の判断である。

そして、この私の判断を裏づける（と私が考える）若干の資料がある。私のこれらの資料の読み方にまちがいがあるかもしれず、また阪本さんがいう「労働の限界生産性の格差」についての私の誤解があるかも知れないので、私の論拠とする資料を次に紹介する。資料判読について教示を乞う次第である。

資料1 中共浙江省委農村工作部「關於赶上或超過富裕中農的生產水平和收入水平的調查」『農村工作通訊』1957年第12期

富裕中農の農業生産上の特点

(1) 収入増加の門路の比較的広闊であること一多種経営。

(2) 生産上、精打細算をし、日常生産上では儉約に注意。「屋寬不如心寬、里空不如外破」がその勤儉治家の道である。

(3) 彼らは、多年の労働生産のあいだに成功の経験を蓄積し、自分の土地の性能を知悉し、よく因地制宜をなし、地力を発揮し、生産上も計画性がある。

例えば、彼らは、田頭、園尾、田岸、宅地、坎、墩などの空隙地を十分に利用する。田間管理では、毎日「巡田頭」進行四看（看禾苗、看水、看草、看虫）。適時に問題を発見し措置する。

(4) その労働出勤率は合作社と比べて高く、まい日早起晚睡、一切の労働を生産に用いる。

ちなみにこの調査報告は富裕中農の生産水平を超過することは、以上の富裕中農の生産上の特点を超えることであるとし、合作社農業の達成した優點をも記述している。

資料2 中共石家莊地委第一書記 梁双壁「使農業社三、五年内赶上富裕中農的生產水平」『人民日報』1957年10月8日。

富裕中農の特点是、土地多、質量好、牲口多、牲口壯、生産工具齊全、生産資金充裕、占有各種

生産資料比一般農民多にある。

増産経験

1. 養猪多、施肥多

2. 複種面積大、倒茬輪作好

3. 精耕細作、顆粒過家。一般に勤勞的であり、耕地能做到深、平、直、細、勻、耙盖多、保墒好、播種適時。鋤地掌握了深、細、通三個環節。定苗抓住了「稀留密密留稀、不稀不密留大的」三個關鍵。

尚、この報告は富裕中農の生産水準を超えることの内容を上記のように確定し、超過するための措置を4項目にまとめて提起している。

資料3 譚震林「關於我国農民收入情況和生活水平的初步研究」『農村工作通訊』1957年第4期。『人民日報』1957年5月5日轉載。

この報告は「いわゆる富裕中農の生産水準とは彼らの多種経営管理の経験、比較的充実した耕牛と農具、比較的多い拡大再生産投資と耕作技術を指す」と述べて、合作社農民のなかにあった悲観論には何らの根拠がないと指摘した。

この諸資料が示唆することは、合作社に加入した富裕中農は「從來なら考えもしなかったような限界生産性の低い労働にも従事」（p 255）するのでなくて、逆に貧農、下中農の方がかつて経験しなかったような「限界生産性の低い労働にも従事」することになる、ということではないか。実情の理解の仕方如何によって、合作社についてのちがった評価が生まれる。

(4) 合作社農業と中農の位置

① 合作社農業にたいする中農の危惧

中農のこの危惧の本質は何か？ 阪本さんは湖南省武塘農業社〔『高潮』857頁〕の例にもとづいて、一つは「地力問題」であり、もう一つは、「歸着する」ところ、「問題は労働の限界生産性」にあると述べている（p 255）。

既述のように、私は「貧農と中農の労働の限界生産性の格差」を阪本さんとは逆にみているから、貧農の側に「危惧」がありこそすれ、中農にはないことになる。それでは中農とくに、富裕中農の合作社農業に対する危惧は何か。私は、それは、

合作社失敗という危惧であり、頼りにならないとする不信感だと考える。阪本さんの引用した文章の前後に、次のような叙述がある。

まず前段―「生産がうまくいかなかった原因はどこにあったか？ それは主には社内の貧農が発動されず、中農が優勢を占めていたことである。というのは中農の思想は一般的に動搖的であり、合作社運営に決然とせず積極的でなく、合作社の生産を考えるにあたって、総じて自分のために『ゆとりを残す』ことを考え、合作社の生産に影響をあたえたからである」

つぎに後段―「彼らは合作社がうまく運営されないこと、合作社生産が頼りにならないことを心配して、合作社設立の際にすでに自留地を多く残していた」

そこで阪本さんが引用した限りでの文章をよむと、中農の危惧は「地力問題」にあることになる。しかし『高潮』862頁の全体をみると問題はそれ程単純でないことが分る。1955年の武塘農業社の生産が成功しなかった理由は主として、中農の私有制に由来する思想的動搖を別とすると、貧農が発動されず、合作社内で中農が優勢であったことにある。私の理解では、合作社に入った貧農が発動されず、やる気を起さなければ、貧農が中農のつくり出した成果を徒食することになり、はては中農もやる気を失なうということではないか。合作社農業の生産力は貧農の発動、優勢によつてはじめて成果を生む。そうでなければ、中農は自分の生産、経営の経験にてらして、貧農参加の合作社にただ不信感と危惧を抱くだけである。合作社の失敗は避けられない。

② 貧農の発動、優勢について

この問題は合作社農業の基本にかかれることで、あらためての研究を必要とする。ここでは概略にふれる。毛沢東の武塘農業社報告の按語はこう書いている。「労働者階級と共産党が社会主義精神と社会主義制度によって、全農村の小農の生産手段私有制を徹底的に改造しようとするならば、過去に半無産階級であった広範な貧農大衆に頼ることによって、比較的順調にこれをなすとげられるが、そうしないばあいは非常に困難である。というのは農村の半無産階級は、小農的な生産手段私

有制にあまり固執せず、社会主義改造を比較的容易に受け入れることのできる人たちだからである」（858頁）。その半無産階級は土地改革後には、現在もお困難の地位にある貧農、新中農のなかの下中農、旧中農の中の下中農として存在している。

しかし、この3部分の貧下中農のすべてが、そのまま合作社の「領導骨干」となることは望めない。「一団ずつ、時期を分けて合作社加入へ導びき、同時に彼らの中から、比較的自覚程度が高く、組織能力のしっかりした若干の人を選抜し、訓練して合作社の領導骨干にする」（859頁）。

こうしてはじめて貧下中農は生産面で機能する。ちなみに、阪本さんが紹介した新疆ウイグル族自治区伽師県の報告にも、つぎの叙述がある。

「貧農の政治上の優勢をうち立てるには、意識的に多くの貧農工作をする必要がある。貧農を思想的に発動し、その領導骨干を培養、選抜して粘りつよく綿密に教育し援助して彼らの自覚と工作能力をひき上げ、大衆の間における、貧農の威信をうち立てて、貧農が互助合作運動の中堅力量となり、農業社の核心となるようにする。」(1,302頁)。

この貧農工作が必要であるのは、農民的所有制の改造、農業集団化の事業の性質に由来する。貧農は所有制を改造するとともに、惰農、「二流子」的な自己をも改造して、生産の領導骨干に変身しなくてはならない。二重の改造を必要とする。生産の当面の目標は村の平均よりは20~30%高い富裕中農の生産力水準をこえることである。それは富裕中農を思想的に安定させるためであるというよりは、その水準が過去の中国農業の経験を集大成したものだからである。その水準に到達するには、合作社で優勢を占めた貧農、下中農が少なくとも富裕中農の「精耕細作」技術を我がものとし、より高い技術を体得する必要がある。要するに貧農下中農が「二流子」状況から脱却することである。それには、選抜、訓練をへた「領導骨干」が不可欠であり、そして「たえず貧農にたいし階級政策を語り、社会主義教育を行ない、彼らの自己卑下という誤った思想を克服し、貧農の階級的自覚と合作社経営に対する積極性を高める」（『高潮』867頁）必要があった。貧農の多くがとらわれて

いる「貧困、無能、低人一等、没有搞頭」の劣等感を克服しなければならなかった。武塘農業社の調査報告の核心はこの点にあった。

③ 貧下中農が富裕中農に学ぶという問題

中国の富裕中農の勤勉性、労働の限界生産性の低下をいわず総体としての収穫を高からしめる労働態度などについてはすでにのべた。こうした富裕中農の勤勉、経営管理能力、技術が恵まれた土地条件と合体して、単位面積当り収量の、村平均の20～30%高という水準をつくりだした。合作社農業が第2次5カ年計画期間内に到達する目標とされた。富裕中農の生産力水準はこのようなものであった。この意味で富裕中農は、貧農、下中農の農業生産上の目標であった。これに関するいくつかの論述がある。

「各地の典型調査によると富裕中農の単位面積当り収量は、成立したばかりの合作社と比べて20%ないし30%多い。全国の合作社が富裕中農の生産力水準に追いつき追いつくと、わが国の農地の単位面積当り収量と総収量は20%ないし、30%高くなる。……」

「5年以内にこの目標を達成するためには、合作社の経営管理をとくに強化し、民主弁社、勤儉弁社の方針を堅持しなければならない」

「多くの富裕中農は発家致富のために総じて起早睡晩、一切の労働を生産に投じて節約できる金は、1銭でも節約している。合作社は彼らのこの勤労儉朴の精神を学び、自己の経営管理を健全にしなければならぬ」(『人民日報』1957年10月11日社説)。

中共石家荘委員会の梁双壁第一書記も、富裕中農の生産のすぐれた特徴を列挙したのち(前出)「富裕中農は小農の生産経験を集大成している。その彼らの長所は合作化したのち、農業生産合作社にとって数年の先生となるものだ」とのべた。(『人民日報』1957年10月8日)。

農業生産合作社が設立された当初、中農とくに富裕中農について二様の評価がなされた。まず、中農は思想的に動揺的であって、合作社の領導骨子の役割をはたすことはできない。貧農、下中農を発動し、教育して、合作社内部での優勢の地位につける必要がある。つぎに農業生産の面では、

富裕中農は小農生産経験を集大成して、高い生産力水準を実現している。富裕中農は貧農下中農の先生である。貧農下中農は思想的に中農とくに富裕中農に対する劣等意識を克服して、小農生産経験を集大成した富裕中農に学び、その「勤労儉朴の精神」を体得する必要がある。

④ 農民諸階層の合作社にたいする態度

阪本さんは合作社の階級政策、農民諸階層の合作社に対する態度の問題を直接には論じていない。しかし、この問題は1955-57年当時、中国農村の大きな問題であった。1957年6-10月の5カ月にわたる「反右派斗争」の時期に、総じて「階級斗争を不当に拡大する」誤りが生じた。この誤りを別として「農民諸階層と合作社」の問題は重要であった。「反右派斗争」の5カ月はのちの文化大革命期とはちがって、各分野の実務は正常に遂行された。その「実務」の見地からみてもこの問題は重要であった。「協同化政策の軌跡」を論ずるに当って不可欠の論題であったと思う。とりあえず以下に若干の資料を紹介する。

資料1 中共河南省委第一書記潘復生「目前河南農村的階級斗争形勢」(『人民日報』1957年10月18日)。この調査報告は新郷県、輝県の6合作社を調査したもので、貧農、下中農、旧中農、富裕中農の4階層農民が社会主義にたいしてとった態度を、擁護、中間、落後に3区分して紹介している。下表の如し。

	戸数	分布	社会主義に対して			
			擁護	中間	落後	
貧農	189	13.5%	72.5%	23.3%	4.2%	
下中農	359	25.8%	66.0%	28.7%	5.3%	
老下中農	458	33.1%	51.3%	40.6%	8.1%	
富裕中農	283	20.2%	40.3%	38.5%	21.2%	
うち5社	新富裕中農	83	…	55.4%	31.3%	13.3%
	老富裕中農	113	…	30.4%	43.0%	26.6%

6社総戸数 { 嚴重な資本主義的傾向のもの124戸8.9% (富裕中農60戸、貧下中農64戸) 1.393戸の内 反守法、半守法の地主、富農52戸3.7%

1. 貧農・下中農

確実に依拠できる力量。その中の「自覚が高くなく、社会主義に意見をもつ人」は働らきかけを強化しさえすれば、社会主義の自覚を高めることができる。

2. 老下中農

二つの道の斗争において一般的に中間的な態度。老下中農は合作化と糧食統購統銷について意見をもっているが、それは一般的には「どうしたら、うまく工作が進むか」という意見である。その収入は高級社参加前と比べて、不増不減。減少のものがいくらかあり、増加したものもいる。「落後」は很少。

3. 富裕中農

多数は合作社に留まることを希望、少数が退社し資本主義の道を歩もうとしている。富裕中農のうち資本主義傾向濃厚なものは、5合作社の場合、新富裕中農のうち、13.3%、老富裕中農のうちの26.6%をしめる。この資本主義的傾向の濃厚な富裕中農のうち、あえて退社し資本主義の道を歩もうとするものは少数である。

〔社会主義を擁護する富裕中農〕—経済上、その農業収入が高級社入社以前と比べて、いくらか増加、もしくは不増不減で、いくらか減少したのものもある。政治上は一般に比較的純潔の正派農民であり、社会主義の自覚は高い。その中に幹部、幹部家族、兵士家族がいる。

〔中間的富裕中農〕—経済上は、その収入が高級社入社前と比べて不増不減、もしくは減少したが不太多。過去の初級社の経験が好影響を与えている。政治上は資本主義思想はそれ程濃厚ではない。着実に工作し、教育を強化すれば、社会主義の道を歩む。

〔資本主義傾向の濃厚な富裕中農〕—経済上一般に比較的多く収入の減少したもの。高級社に入社の際、労働少、生産不積極、搾取不能による収入減。政治上、過去に地位があつて、保長、甲長であったもの、中には政治斗争にかけられたものがある。

(注) 文中、高級社参加前と比べた収入増減は、初級社時代にあった「土地報酬」が高級合作化に伴ない、制度として廃止され、按勞分配だけになったことを考慮すること。(菅沼)

資料2 譚震林「整社の關鍵は貫徹群衆路線」 『農村工作通訊』1957年10期

湖南省攸県上雲橋郷調査報告。高級社13社、3,913戸、16,757人。1955年は大旱ばつの年。入社前と比べて、収入の増加、保持のもの82%、解決すべき問題—困難戸、総戸数の10%、上中農、総戸数の20%、「この30%をしめる農民の問題がうまく解決されないと、合作社内につねに不安定の要素が存在することになり、うまく解決されたら、合作社は強化される」。

上中農の状況。30%—合作社を擁護。入社後収入増加、もとの収入保持、土地改革後に翻身の新上中農、幹部の家族と軍人、烈士の家族など。彼らはこの階層の左翼である。

45%—合作社に半信半疑。一般的には合作社の発展に希望をもつ。入社後、収入減のもの。収入増加したか、社の経営管理、互利政策に意見をもつもの。一度風が吹くと動揺を生じ易い。彼らはこの階層の中間派である。

25%—合作化に不満をもつもの。なかに、入社後収入減少し、単幹のときの搾取収入に恋々として資本主義の道を歩もうとするものがある。彼らは社内で非公然に「自然発生」をやるのでなく、公然と退社しようとする。これは上中農のなかの右翼である。

今日考えることであるが、1955—7年当時の、中国農村で、資本主義的傾向と言われた現象の本質は何であったのか。いずれにせよ、合作社に対する以上の農民諸階層の態度は、合作化後の収入の変化、合作社経営の良否、その経歴に由来する党と社会主義に対する信頼度などを反映している。したがって合作社の強固な基礎を固めるには、政治思想工作と経済工作の両面の努力を要した。とくに1957年には中共中央の多くの指示通知が出されて工作の指針がしめされた。

(5) 「中農は村のために泣いてもらう」 ことについて

阪本さんが、「村全体のために中農上層には泣いてもらう」という話の例証として紹介した貴州省貴定県盤江郷の平堡農業社の経験は、『高潮』では、「一個合作社的三年生産規画」(『高潮』1, 146頁)と題した、「農業生産合作社的長期的生産規画」の経験として分類された9編の文献の

一つである。阪本さんは一風変わった例証として使った。その阪本さんの文章は大要、つぎの4点を論じたものである（p 255 - 6）。

- ① 土地の集中経営による労働の節約、余剰労働力による集約化と増産計画の樹立。
- ② 「旧来の中農の限界生産性のレベル」での集約化は、合作社を「過剰労働力の大量生産機関」とする恐れがある。
- ③ この計画は「旧来の中農」に単幹時代と比べてよりきびしい労働を課すことになり（菅沼の類推による要約）「村全体のために、中農上層には泣いてもらう」ことになる。
- ④ それにもまして「望まれるのは生産手段のnセットをそろえた合作社がワン・セットだけの個人経営に劣らぬ生産関数をもつこと」。

この論点のうち、1955-57年当時の中国における農業合作化を論ずるに当って重要と思われるのは、長期生産計画とそれが創造しようとする農業生産力の性質、長期生産計画をめぐる思想斗争、そして、「中農上層には泣いてもらう」とされる合作社における各階層農民の利害関係などである。

ただし、この盤江郷の報告資料を使って、「中農上層には泣いてもらう」ことを立証するには、無理があると思う。

合作化と余剰労働力の捌け口。盤江郷平堡農業社は1954年春に設立された。社員50戸、人口250人、労働力129人耕地743ム（水田550、畑193）。設立2年間に糧食産量は平年作を28%上まわる成績であった。しかし、合作社が土地集中経営を実行したので、個人の零細耕作と比べて省力が進んだ。労働力統一使用、按勞取酬原則によって社員の積極性が向上し、多数の婦女子や半人前労働力が生産に参加した。新問題は労働力の過剰あるいは土地不足であった。

計算によると、129人の労働力、年間8ヵ月240工の出役で30,960工が見込まれたが、1955年の実際使用は22,000工で、8,960工の剰余となった。129人が出役して743ムを耕作したので、1人5.7ム耕作となったが、1人9.5ムが可能であるので、その労働を保証するには1,225.5ムが必要であり482.5ムの不足となった。合作社は8,960工の就労を確保する措置をとるか、あるいは482.5ムの耕地を追加するか、いずれかの解

決を迫られた。

なぜ、労働力が余ったのか。阪本さんは「旧来の中農の限界生産性のレベルで合作社が集約化を規制する」（p 256）ようになったことに理由を求めている。事実はそのようでなく、社員（その多数をしめる貧下中農）が、土地報酬を廃止し、按勞分配原則にひかれて働らく気になり、「早起晚睡」をはじめたからだと思う。平均して年間240日の出役を見積もることができる程に「やる気」を起すようになったからだと思う。いい換えると貧下中農が「旧来の中農の限界生産性のレベル」まで働らくようになったからだと思う。

合作社は、就労の拡大を基本とした3年計画をつくった。1955年の就労実績22,000工の3年累計66,000工に20,440工を加えた総計86,440工の就労を基礎に基本建設（1,540工、7.5名）多種経営（18,900工、92.5%）を提唱した。この計画は合作化によって生じた大量の余剰労働力を、個人経営の就労に向けるか、合作社経営の就労に向けるかの二者択一にかかわるものであった。

この場合、興味深いことは、合作社は年間240工について計画を立てたか、残り240工余りについては不問に付して社員個人の判断にゆだねたことである。これは合作社幹部が手の及ばぬところと考えて合作経営の就労に組み込まなかったからであろうか？

基本建設と多角経営の就労、増産計画。報告書から3年計画の数字を拾ってみるとつぎの如くである。

	労働	施工	糧食増産
開墾	575 ^工	108.8 ^ム	15,300 ^斤
水田化	655	32.8	11,790
段畑化	250	25.0	2,000
畦畔除去	60	5.0	5,400
小計	1,540	171.6	34,490
乾田直播	500	(25%)	11,000
葉たばこ	10,000	(185ム)	(復種による増産) 4,000
桐植栽	500	(1万株)	(同上、油菜)
その他	7,900	...	
小計	18,900	...	
合計	20,440(23.6)	...	
現有工数	66,000(76.4)		208,810斤
総計	86,440(100)		(55年実績)

就労拡大によって期待される増産は、主として多角経営の成果である。就労の拡大 20,440 工のうち、基本建設分は 7.5%、多角経営が 92.5%である。そして食糧だけについてみると、食糧 45,490 斤と、油菜 4,000 斤の増産見込のうち、基本建設の成果は 34,490 斤、技術改良によるもの食糧 11,000 斤、油菜 4,000 斤である。こうした

増産は主として「白手起家」労働の成果であって、ここには「生産手段の n セットをそろえた合作社がワン・セットだけの個人経営に劣らぬ生産関数」(p 256)を議論する余地は少ないように思う。1955 - 7 年の時点での農業問題、ないしは農業合作化に関連してより注目すべきことは、依然たる「半自然経済」状況であろう。

	粮食産量	国家へ交售	交售率	留粮	分配(1人当たり)
1955年	208,810 ^斤	78,000 ^斤	37.4 [%]	130,750 ^斤	523 ^斤 35 ^元
1956	243,359	69,859	28.7	173,500	694 45
1957	273,239	65,739	24.1	207,500	830 54
1958	301,505	74,005	24.5	227,500	910 65

見込まれる食糧の増産は、3年間累計 818,103 斤であるが、そのうち国家への売却 16.5 万斤公糧 9.6 万斤、計 26.1 万斤である(統計数字では 209,603 斤であるが)。その割合は 31.9%であるから、約 70% は自給分である。そして社員 1 人当り留糧は 55 年 523 斤から 58 年 910 斤と急増を見込むが、国家の売渡し割合は 37.4% から 24% 水準に低下することになる。これをいい換えると、就労拡大、基本建設、技術革新、食糧増産は主として「半自然経済」の内部循環にぞくし、葉たばこ、家畜、桐が僅かに商品経済の循環に入り、貨幣所得の増加をもたらす状況にある。

つまり、平堡農業社は 3 年間に 86,440 工の労働を投じて、一方では農業基本建設と技術革新を進め、他方では粮食増産と多角経営を發展させて、農業生産の領域を一気に拡大しようとするわけである。単純化していえば、単幹では遠く手の及ばなかった就労の拡大を、合作社という集団組織を通じて達成するものである。その就労拡大の基本的前提が食糧増産と口糧の増加と、ある程度の額の現金取得の保障である。農業發展によって、確かに食糧 261,000 斤、葉たばこ 78,800 斤(23,550 元)油菜 49,950 斤の政府に対する納入もしくは売却をする。

しかし、食糧の売却率 24 - 29% がしめすように、また、油菜の大部分が自給に供される(と推察される)ように、農業の基本的性質は半自給経済である。

これが平堡農業社が 3 年計画をつうじて実現す

る農業生産力の特質である。そのカナメは一定の口糧と若干の現金の取得、生活の保障という経済的基礎のうえで、合作化社員、とくに大多数をしめる貧農下層中農が「やる気」を起すことであり、富裕中農が集積した農業経験に学び体得し、その勤勉性を我がものとして労働することである。

これを報告は「進一步挖掘了生産潛力」とよび「給剰余労働力材到出路」とよんだ(『高潮』1,154 頁)。つまり貧農、下層中農が「やる気」を起し、生産潜在力を掘り起せば掘り起すほどに、出路を求める剰余労働力が形成されるのであり、生産計画はその出路を準備したのである。この生産計画の役割を別に表現すると、合作化の農村において貧農、下層中農が結合して歩む共通の前途を指し示すことであった。貧農、下層中農は三年計画にもとづいて、労働 = 生産領域を思いきり拡大し、農副業生産を増加する。合作社は、口糧と現金の分配を保障して積極的な労働に経済的基礎を提供する。富裕中農は生来の「早起早睡」の労働を投じ、怠惰な貧農、下層中農に喰い潰されることなくその労働に応じた分配の保障を受ける。

毛沢東はこの報告が「生産計画の編成の過程は先進思想と保守思想の斗争の過程であった」(1,155 頁)とのべたことに強い関心をよせた。このばあい、先進思想とは、1 人年間 240 工というかつてない大量の年間労働を投じて、農業の領域を拡大しようとする思想であり、集団所有制に照応した思想である。保守思想とは単幹の思想であって、一片の土地所有とそれに制約された、

小農経営の思想である。

報告は計画作成の「はじめから最後にいたるまで、社員に対する政治思想教育を堅持した」(『高潮』1, 155頁)とのべているが、この政治思想教育は富裕中農の単幹への逆もどりの保守思想に向けられたものであることは想像に難くはないが、同時に貧農、下層中農の身についた「二流子」的な怠惰思想を改造するものでもあったと思う。

ちなみに、平堡農業社の三年計画の報告が合作社集団経営の強化と併せて「合作社の集団経営を主とし、また社員の個人経営にも配慮することができるように計画を作成する」とのべていることに留意したい。「生産計画それ自体に集団経営と社員の個人経営の二つの面がある。したがって合作社の集団的利益と社員の個人的利益の関係を処理する場合、何もかも集団化するように要求することはできない。例えば、養豚、養鶏、果樹栽培など、分散経営の副業として適したものを、もし合作社が統一経営するならば、一面では合作社としては管理が難しく、反面ではまた社員の不安を増すことになりかねない」(『高潮』1, 155頁)

この統一経営と分散経営の結合という発想は平堡農業社に限らず、当時の中共中央の指示にもみられる。これについて後述する。

(6) 合作化による潜在力の発掘という

効果について

平堡農業社の3年計画の基調は、合作化による農村の潜在力の発掘と生産発展である。これは「小農的生産手段のワン・セット」の合作化による「M倍化しただけの利益」(P246-7, P250, P256)という効果を論ずる阪本さんの論調とはちがう。云いかえると「潜在力の発掘」の効果と「顕在力のn倍化」の効果とは対比されるものであって、それは私の理解では生産力の発展段階の差を反映している。中国農業の1957年は基本的には前者の効果の間われる段階であって、後者の効果を尺度としてとして問われる段階に至っていない。

1957年当時の中国農業生産のモデルは、平堡農業社の若干の数値を用いて示すと大要つぎの如くである。

食糧の商品化率30%。農業と林牧副漁の生産額の構成は80対20〔当年の全国農業産値536.7

億元うち農業432.6億元による〕。社員への分配、1人当糧食600斤と貨幣50元。1958年食糧生産=55年比140%。

1955年	1956年
1人500斤 ⇒ 35元	投下労働100〔28,800工〕 ⇒ 糧食76〔22,000工〕 副業22〔6,300工〕 建設2〔500工〕

1958年	1人当
生産高130〔38,500工〕	糧食104〔30,800工(80)〕—自給(75)23,100工 900斤 商品(25)7,700工 65元 副業26〔7,700工(20)〕—商品7,700工

- ① 1956年の投下労働は前出表による。22,000工はすべて食糧生産労働とみた。
- ② 1958年、まず食糧40%増産として30,800工とみた。当時の農業とは副業の構成比80:20として副業産値7,700工とみた。したがって総産値は38,500工となる。これは1956年投下28,800工の30%増である。これを130とすると、内訳は80:20として食糧104副業26となる。
- ③ 1958年の成果配分は、食糧の自給率75%としてみると、総産値38,500工の内訳は糧食自給23,100工、糧食品化7,700、副業7,700となる。

たいへん杜撰な拡大再生産の表式であるが、これに基づく出発点は1955年の分配1人500斤、35元である。これによって形成された労働力が1955年に22,000工の労働を投下した。1956-58年の3年間、計86,440工の労働を予定する。1年平均28,800工の労働であり、それは食糧生産に76%、副業22%、建設2%の割合で配分された。その結果、最終年度の1958年の総産値は38,500工、55年比30%増である。現物形態は食糧30,800工、副業品7,700工である。食糧は商品化率25%であるから23,100工の食糧が自給に供され、残り7,700工と副業品7,700工計15,400工が商品化される。社員への分配は1人当900斤と65元である。ちなみに38,500工のうちの自給率は60%である。以上の計算では生産手段〔物化労働〕の投入、生産額のうちの蓄積はネグリジブルとみた。

私の論旨。単幹時代を1人500斤、35元の取得、22,000工〔129人年間170工〕とみると、その当時は基本的に単純再生産であり、若干の剰余生産物はゼロもしくは農業税（公糧）と統購形態で処分された。合作化後22,000工に新たに6,800工が加わる。つまり「40条」の云う「勤」であって、「社員の勤勞生産を發動し、可能にして必要な条件下で生産範囲を積極的に拡大し、多種經濟を發展させ、緻密な工作を行なう」（第23条）。それによって従来の単純再生産時の22,000工の反覆からこの部分が30,800工に増殖され、追加された副業（多種經營）労働6,300工が7,700工に増殖される。食糧の自給分75% = 23,100工の生産物は、具体的には58年の産量301,505斤の75%、227,500斤であり、人口250人1人当り910斤となる。

私は投下労働が単幹時の22,000工から合作社によって28,800工に増加し（つまり潜力の発掘）、それが38,500工へと9,700工の増殖をもたらしたことは合作社の効果であると考え。このことは比較的明瞭であると思う。問題は次の經濟循環の出発点にある。1人900斤65元という分配を基礎にして、生活水準の向上を実現するか、蓄積率をひき上げるか、それとも人口増によって食い潰しをやるか。その後の中国農村の事態は悪性循環を示した。つまり、人口増による食い潰しと労働蓄積をふくむ蓄積率の若干の向上の道を歩み、生活水準の向上が阻まれたわけである。「農民は合作化したのち労働生産率（時間当りでなく1人年間当り一苧箔）と労働力の利用率はいちじるしくひき上げられ、農民の中に蘊蔵された巨大な潜在力が發揮されはじめた。多くの事柄は、かつて想像だにされなかったことであり、あるいはやることができなないと考えられた。現在すでに広範な農民大衆の實際行動となった」（1956年4月3日中共中央、國務院「關於勤儉弁社の聯合指示」）。合作化により農民の潜在力が生産力に転化したことは決定的に重要である。

(7) 「中農に泣いてもらう」とみる見解と実情
阪本さんは「中農もしくは富裕中農に泣いてもらう」という表現で、合作社における貧農、下層中農と富裕中農の関係を論ずる際、つぎの2問題

に焦点を合わせている。一つは所得問題、つまり単幹の時の富裕中農と合作社入社後の場合の所得変動の問題。もう一つは労働の問題。例えば入社したことによって「従来なら考えもしなかったような限界生産性の低い労働にも従事」する問題である（P 254-5、P 256）。この論述についての私の見解はすでにのべたので、以下では若干の資料によって、主として所得問題を考際する。はじめに1955年、つまり全国で合作社加入戸数が63%に達したが、62.6%が初級合作社であったときの事例と、1957年高級合作化が完成した年の事例によって統計的に考察する。

統計数値のとり方がちがうから直接比較の用には役立たないが、構成比は両者の配分内訳の違いを示している。総収入にしめる生産費用（農業、副業の生産費、現物出資の役畜、農具報酬および管理費を含む）の割合は高級社移行後高くなった。つまり分配に供される純収入の割合が低下した。公債金、公益金などの集団控除の比重は、1957年が高くなるはずであるが、この数字では低下している。
(単位：万元)

	1955年($\frac{26,935}{856,131}$ 社 戸)	1957年($\frac{228}{76,749}$ 社 戸)
総収入	36,257 (100)	3,152.1 (100)
生産費用	9,173 (25.3)	1,246.2 (39.5)
純収入	27,084 (74.7)	1,905.9 (60.5)
集団控除	3,915 (10.8)	216.0 (6.9)
社員分配	23,169 (63.9)	1,689.9 (53.6)
{ 労働報酬	16,860 (46.5)	1,675.7 (53.2)
{ 土地報酬	6,309 (17.4)	14.2 (0.4)
平均1戸分配額	270元	220元

(注) 1955年は『統計工作通訊』1956年第17期
1957年は『統計研究』1958年第8期による。

社員分配は1955年には労働報酬と現物出資土地の報酬に分れていて、出資土地面積の多い富裕中農は労働報酬に加えて相当額の土地報酬を得ていた。1957年は高級合作化に伴ない、土地報酬は一般的に廃止された。統計数字142,000元は少数残った初級社の分を示している。基本的に労働報酬、つまり接労働分配に単純化されたが、これで富裕中農は土地報酬形態の分配を失ない、貧農、下中農と同じく按労働分配を受けるだけとなった。したがって、高級合作化につれて富裕中農の労働報酬が減

少したすとすると、それは、土地報酬廃止に起因するばあい、給付した労働が少ないばあいであろう。但し、1956-7年には初級社を経過しないで、互助組から直接に高級合作社に移行した例もある。このばあいは、富裕中農分配=収入の増減は単幹のときの収入に対するものである。

このことに留意して、つぎに河南省安陽地区19社、安徽省泗県沱光農業社、同県中埠郷、黒竜江省双城県農豊農業社などの事例にもとづいて、農民諸階層の収入状況を考察する。(前出、譚震林「關於我国農民收入情況和生活水平的初步研究」)。

河南省安陽地区19合作社 各階層農民収入状況

	1955年平均 1人純収入	1956年平均 1人純収入	増 加 率	収入増減の構成比		
				増 加 戸	増減なき戸	減 少 戸
	元	元	%	%	%	%
貧 農	39.52	51.84	31.2	74.7	20.1	5.2
新 下 中 農	47.82	61.38	25.7	79.1	11.8	9.1
新 上 中 農	53.73	63.41	18.0	82.2	9.4	8.4
旧 下 中 農	54.59	62.70	14.9	72.2	16.7	11.1
旧 上 中 農	51.00	59.08	15.9	62.1	19.7	18.2
富 農	41.19	56.45	37.0	67.1	19.4	13.5
地 主	37.39	52.12	39.4	81.2	10.5	5.3
合 計	49.53	59.63	20.3	75.5	14.7	9.8

19合作社の合計の農副業生産総値は1955年3,991,692元から1956年4,923,508元へ23.3%増加した。生産増加につれて、社員分配もふえたが、収入増加は不均等であった。

1956年1人平均収入は一般的に中農が59~63元で貧農52元、富農56元、地主52元と比べて高水準である。これは按勞分配原則のもとで労働力が多く、労働の熟練度の高い中農がより多くの収入を得ることをしめしている。1955年の初級社のときと比べると、貧農は31%増、富農37%増、地主39%増と、その増加率は中農の15~26%よりも高い。貧農の収入増は主として土地報酬の廃止に由来するとみる。富農、地主も土地改革のさい配分をうけた土地が少なく、所有地=出資土地が中農と比べて少なかったため、土地報酬廃止を反映して収入が急増したものと思われる。注目すべきことは、中

農の収入水準は初級社、高級社のいずれを通じてもっとも高い水準にあることだ。この限りでは、「中農に泣いてもらう」ことはなかった。

収入の増減状況について、譚震林がつぎのよりのべている。

1. 生産が23%増加する条件下で、収入増加戸は75%にとどまり、10%弱が収入減となった。このことは合作化の第1年に90%の社員の収入を増加させることは容易でないことを物語っている。

2. 高級合作化ののち、労働力が強く、労働に努力した人であれば、地主、富農も貧農と同様に収入をふやすことができる。

3. それとは逆に労働力少、もしくは労働力があっても努力しないものは貧農、下中農であっても、収入は減少する。

黒竜江省双城県農豊農業社の社員の収支状況(1954年の生活水準による区分)
60戸343人—貧農7戸45人、下中農23戸122人、上中農30戸176人。1人当り収支状況

	1954年			1956年			収入の 増加率
	収 入	支 出	収 支	収 入	支 出	収 支	
貧 農	34.80元	40.60元	△ 5.8元	77.07元	64.10元	12.97元	121.5%
下中農	52.80	51.80	1.0	91.90	82.00	9.90	74.1
上中農	69.30	62.80	6.5	108.80	103.00	5.80	57.0

東北の農民の収入は全国と比べて高く、農豊社は黒竜江省でも上の中等に位する。1956年の平均1人当り収支状況をみると、収入は上中農、下中農、貧農の順に高い。その支出=生活水準も同じ順である。しかし、高級合作化の56年を(互助組=単幹、初級社であったと思われる)54年と比べると、その収入増加率は貧農が最高で下中農、上

中農の順である。貧農は54年に収支欠損の赤字生活であったが、56年には最も多い生活余剰を生んだ。

〔参考資料、その一〕合作化に伴う集団農業労働時間の増加状況

湖南省平江縣三陽鄉三宝農業社(潘曙斌、単雄飛「十戸農民入社前後労働時間的变化」『人民日報』1956. 8. 19)

10戸の内訳。老上中農2戸、老下中農2戸、新中農3戸、貧農3戸。人口46人、労働力14人。
1955年当時、7戸は互助組員、3戸は単幹戸、1955年冬入社、1956年1月集団生産参加

	農 業	家庭副業	家務労働	交 際	下 雨	休 息	摘 要
入 社 前	190 日	50 日	40 日	20 日	40 日	25 日	1955年の1年間
入 社 後	266	20	20	5	36	18	1956年1-6月半年間を2倍計算

- 変化
1. 農業-集団農業労働時間の増加
 2. 家庭副業労働時間減少、緊張
 3. 家務労働(打柴、整米、種菜、挑水 etc)の減少、緊張。社員有意見
 4. 婚葬ふくむ交際時間と休息時間の減少

入社前の自己の時間支配状況

1. 田地多、労働力強、経済比較的富裕の農家は、労働時間やや少なく自由時間多(2戸)
2. 田地多、労働力不足、生活好の農家、労働時間比較長(3戸)
3. 田地少、労働力多の農家、その労働時間は第<事例>

1類と比べて多く、第2類と比べ少。副業時間が農業時間より多(4戸)

4. 田地不多、労働力弱、人口多、生活負担重い農家。年間労働時間不多、うち農、副業従事労働の比重小、家務労働の比重大(1戸)。

氏 名	家 族	勞 力	土 地	労働時間	内 訳	休息その他
1 類 卓 饒 方	5 人	2.5 人	15 畝	1人当り日 227		138 日
2 類 余 項 雨	3	1.0	10	320		45
3 類 卓 幼 凡	3	1.0	2.6	237	農業 50 副業 132 家務 55	128
4 類 鄭 德 順	7	0.5	5	140	25 35 80	225

〔参考資料、その二〕

農業合作社の各階層別労働報酬分配状況(1956年)

雲南省永平縣蘇屯鄉前進農業社。鳳儀縣滿江農業社の収益分配(中共大理地委副書記王民「從兩個農業社的收益分配中看到的幾個問題」『人民日報』1956. 11. 20)

1. 収入は増加、しかし生活はなお困難。滿江社60%増産、前進社30%増産。収入の70%前後を社員に分配。収入増の社員の割合は滿江社94.7%、前進社90%。しかし、生活は富裕ならず。前進社1労働日4角6分、1人1月3.4元。

2. 貧農収入較少。滿江社の社員各層の収入状況(次表)。

階 層	戸 数	人 口	社 分 紅 (1人当り)	家 庭 副 業 収入(1人当り)	合 計 (1人当り)	内 分 紅 の 割 合
貧 農	536	2,232	73.6	7.7	81.3	90.5%
中 農	224	1,178	78.9	12.7	91.6	86.1
原 富 農	44	223	84.9	17.0	101.9	83.3
原 地 主	49	222	86.8	11.0	97.8	88.8
原 小 土 地 出 租 者	7	31	75.9	14.8	90.7	83.7

3. 貧農収入最少、富農分子収入最多の理由——貧農の1戸当り人口、労働力が少ないこと、満江社の各層の人口と労働力数(次表)。

階 層	1 戸 平 均 人 口	1 戸 平 均 勞 働 力
貧 農	4.1	2.0
中 農	5.2	2.5
原 富 農	5.0	2.6
原 地 主	4.5	2.4
原 小 土 地 出 租 者	4.4	2.0

(8) 合作社が富裕中農の生産水準、収入水準を超える問題

阪本さんは「全国農業発展綱要」修正草案が、1962年までに「大多数の合作社が当地の富裕中農の生産水準と収入水準に追いつくか、追いこすようにする」と提唱したことにふれて、「合作社に加入した富裕中農についていえば5～6年は村のために泣いてくれということだった」(p.257)とのべて「それはそれで納得できる」としている。この妙な同意には誤解があると思う。というのは、「綱要」は合作社の水準をいっているからである。すでに紹介したいくつかの例(この例はあくまでも個別の事例にすぎないが)がしめすように、合作社の平均は富裕中農に及ばないが、合作社内の富裕中農はおおむね、その平均をこえた高い収入を得ている(ことがある)。私の理解では、合作社の水準を富裕中農の単幹時代の水準に近づけ、追いこすということは、実質上、貧農、下層中農の収入をそこまでひきあげることだと思う。貧農、下層中農が富裕中農の勤勉、技術水準、文化水準に近づき体得するならば、按勞分配原則のもとでは、その収入を富裕中農の水準に近づけ、

追いこすことが可能である。そのばあいでも、いくつかの問題がある。中共浙江省委農村工作部、關於赶上或超過富裕中農的生產水平和收入水平的調查」(『農村工作通訊』1957年第12期)にもとづいて摘記する。

1. 合作社の主要農作物の単位産量は、富裕中農の水準に赶上、超過は比較的容易であるが、合作社の1人平均収入水準が富裕中農の1人平均収入水準に赶上、超過は比較的困難だ。山区の場合隔りは更に大きい。

2. 合作社の糧食單位面積当り産量は、富裕中農の生産水準に容易に赶上、超過できるが、しかし合作社の經濟作物の場合はその隔たりはきわめて大きい。

3. 地区別にみると、主要作物=水稲は数年らい大面積にわたり耕作制度を改革し、糧食産量は顯著に増加した。しかし、山区生産の發展は不十分であり、そのため平原地区の合作社が富裕中農の生産水準を赶上、超過は山区、半山区と比べていくらか速いものとなっている。

浙江省20県(平原5県、經濟作物区4県、半山区6県、山区5県)の調査結果のうち13県5,038合作社の生産水準は

富裕中農水準超過	15.9%	} 58年に赶上、超過 10.7% = 43.1%
接近	16.5%	
未達	67.6%	

「合作化後2-3年以内に43.1%の合作社が富裕中農の生産水準に赶上、超過したことは巨大な成績である」。この事実は、「合作社が単幹の富裕中農と比べて争うべからざる優越した条件をもつ」ことをしめす。すなわち、

1. 合作社の土地統一經營は土地規画の實行、因地制宜の種植に役立ち、それに加えて人力、物力、財力の集中によって、大規模基本建設とくに、

農田水利建設を可能にする。

2. 耕作制度の大量の改変、先進生産技術の普及を可能にする。

3. 自然災害の克服、突撃生産を可能にする。

中共浙江省委農村工作部が指摘した合作社の優越性は、その経験的事実にもとづくことのあるから、尊重すべきであろう。しかし、ここに挙げられた条件のすべてが、合作社農業が富裕中農の生産水準、収入水準を超過するのに必要であったとはいえない。これらの条件よりもやや低い条件で超過は可能であったと思う。なお、合作社農業が富裕中農の水準を超過する問題について、あと二つの資料をあげる。

第1例

河北省隆堯県灯塔農業社と3戸の富裕中農の比較（『人民日報』1957年10月11日社説「在五年内赶上和超過富裕中農的生產水準」）。

	富裕中農	合作社
1人当り農地面積	(質好) 3.46 ム ²	(質悪) 2.0 ム ²
耕畜1頭当り面積	17.3 ケ	26.7 ケ
細肥1ム ² 施用量	90 斤	50 斤
1労働力負担農地	8.6 ム ²	4.8 ム ²

灯塔社は「競争の結果、2年以内で富裕中農の生産水準を超過した」。その一因は1労働力の負担農地面積が合作社4.8ム²、富裕中農8.6ム²であって、合作社が豊富な労働力を擁していることであつた。「合作社が労働力充足という条件を十分に發揮して基本建設を行ない、また土地を統一的使用し、水利を合理的に利用し、多種経営をやれば、富裕中農の想像をこえた“奇跡”をきわめて迅速に創造できる」。「このばあい、合作社が公共積累を適当にふやし、農業基本建設を發展させることは重大な意義をもっている」。

第2例

河北省石家庄地区の典型30社調査（『人民日報』1957年10月8日、梁双壁、地区委第一書記の報告）。

	富裕中農	合作社
ム当収量糧食	302斤	265斤
“皮棉	51	42
人口1人当耕地面積	3.08ム ²	3.0ム ²
家畜1頭当耕地面積	26ム ²	38ム ²
家畜のうち騾馬の割合	20%	10.4%

富裕中農は 1.豚飼育頭数多く、施肥量も多い。2.複種面積大、倒茬輪作好。3.精耕細作、顆粒還家と要約される増産経験をもつ。合作社はこれを「数年の先生」とするが、根本からすると、その優越性は富裕中農の及ぶところではない。

農業社の特徴は生産資料集体所有とし、人多、力量集中、土地連片にある。

1. 大規模な基本建設を実施して、土地の大翻身をし、大量増産が可能だ。

土地連片、勞力集中。打井、開渠、修壩、成灘、低洼塩碱地改造、道路規画の方面の大規模施工で大量増産の条件を創造する。

2. 突撃生産、搶収搶種、自然災害にうちかつ。

人多力量大により、春播夏種、鋤草滅荒爭秋奪麥等の突撃性生産で力量集中、及時完成。また、抗旱保收、防汛排澇、捕虫滅蝗、防風防霜の斗争で互大威力

3. 困地種植、地尽其力。新式農具推广、良種選用、技術改革で富裕中農に優越。

赶上富裕中農の生産措置

1. 興修水利、變旱田為水田。重点=農田水利、防澇防洪、水土保持、整治河道、排澇除漬

2. 多積肥、多養豚。細肥、化肥の措置のほか、増産は基本的には粗肥にたよる。

全区現有養豚 106万頭 平均1戸0.8頭 1頭につき 15.4 ム² ム当り3,500斤粗肥

1962年計画 250万頭 平均1戸 2頭 1頭につき 6.5 ム² ム当り6,000斤粗肥

3. 複種面積拡大、土地利用率の向上、因地制宜の多種高産作物、良種普及、先進農業技術の普及。複種指数、1953年 124.3% 現在 139.8% 62年 150% (計画)。

4. 不同地区の増産措置。東部8県は水地拡大、密植、アルカリ土壤改造。

中部9県の水田地帯一兩季稻作物、間作、密植。産棉区は適期播種、早期除虫、精細整枝の三大環節。

西部8県の山区、半山区は水土保持の前提で耕地面積拡大、土壤改良、自給達成。

(注) 3-5年内に富裕中農の生産水準赶上の目標からみると、上記4項目の措置のすべてが、3-5年内に効果を發揮するとは考えられない。また基本建設は、生産労働に追加される建設労働に限度があるの

で、中期的目標としては、高い位置をしめることは難しいのではないか。そうすると、第2、3、4項が主たる措置となったのではないかと思う。言い換えると合作社が、単幹の富裕中農が集大成した技術、管理水準に到達する程度で、目標は達成されるといってよい⑤

III 合作社の生産管理方式

(1) 『全国農業発展綱要』（修正草案）批判 についての評論

阪本さんは、この『綱要』（通称「40条」）のうち、第1条強固農業合作化制度の一部（4項と5項）と、「推行増産措施和推广先進經驗、是增加農作物產量的兩個基本條件」を提起した、第4条～第16条に論及している（p 257-8）。その論旨は、まず(1)、合作社加入の富裕中農は「5-6年は村のために泣いてくれということだったわけでもあり」ということ、(2)「その間にやろうとすることを列挙すると」12項目ある。すべて「村の共同の仕事としてふさわしいことはまちがいない」、(3)しかし「日常的な農作業をすべて集団的にしなければならぬという結論」になるとは限らない。の3点に要約できると思う。このうち、富裕中農は「村のために泣いてもらう」ことについては、すでに私の見解をのべたので省く。

そこで(2)と(3)の論点を中心にして評論したい。

まず、阪本さんの文章を読み、「40条」全文を読むとそこにいくつかのくいちがいがあるように思う。阪本さんは第1条（その全体は12年目標の指標の一つを明らかにしたもの）のうち4項、5項、つまり、1962年までの5-6年に富裕中農の生産水準と収入水準に赶上、超過するという課題と、「その間に（5-6年間に）やろうということ」のあたりで「40条」について誤解している。つまり、合作社農業が富裕中農の水準に追いつき、追いこすための措置と、1956年から1967年までの12年間に達成すべき目標のための措置とを混同している。

前者については、阪本さんの引用文（p 257）にあるように、「合作社の經濟情況と当地の自然情況にもとづき、各種の増産措置をとり一步一步と農業基本建設をすすめて、國家計畫の遵守と完成を保證し、不斷に拡大再生産」すること、また、

「分配問題を合理的に処理し、國家と合作社と社員との三方面の利益を共に考慮しながら、生産を發展させて、平年作の狀況のもとでは、合作社の公共蓄積と社員の収入を年々増加させ」ること、これが必要な措置として提起された。ちなみに、この2点は他の4点（紹介を省く）とともに、「農業合作社制度を強化する」措置となるものである。

つぎに阪本さんが紹介した12項目（p 257-258）は、合作社農業が富裕中農の水準に到達、超過するための措置という一面もあるが、基本は12年構想である。『綱要』修正草案の「序言」は「この綱要はわが国の第1次から第3次5カ年計畫にいたる期間に農業生産力を迅速に發展させて、わが国の社會主義工業化を強化し、農民と全体人民の生活水準をひき上げるのに役立つ一つの斗争綱領である」とのべている。我流の表現をもってすると「農基法」的なもので、各次の5カ年計畫の基調となるものである。

もう一つの論点、「日常的な農作業をすべて集団的に」やるという結論をひき出せるかどうかということ。この12項目の多くは、阪本さんのいうように、「村の共同の仕事としてふさわしい」。しかし、「綱要」は合作社の労働計畫にいたるまで明記はしていない。むしろ、集団労働、統一経営と分散労働、分散経営の結合をある程度示唆しているとも読める。例えば、第24条、「農業合作社の労働利用率と労働生産率をひき上げ、多種經濟を發展させる」の条項は、1956年から7年間に男子の完全労働力は少なくとも年間250日前後の仕事をする。農村の女子完全労働力は年間、農業と副業（家庭副業をふくむ）で80日ないし、180日労働することを要求している。男は残り50日（年間300日、1月に25日働らくとして）女は残り120日～220日何をするか、明記していない。

また、男子250日、女の80～180日が合作社の労働計畫の配置にしたがうとしても、それが「集団的にしなければならぬ」労働であるか否かも明記されていない。これが私の読み方である。この当時、そして翌年の人民公社化ののちも、集団労働と分散労働をうまく結びつけるやり方は、特殊な一時期を除いて一般に守られてきたのではないかと思う。本稿末尾に河北省遵化県建明公社の調査結果を紹介するが、その調査にさいしても、

同じ感想が残った。

(2) 合作社の統一経営と個人責任制の結合

もう少しきちんとした話をすると、阪本さんが引例した河北省の多くの農業社の個人責任制、鄧子恢の産包到隊—工包到組、田間零活包到戸（江蘇）、組分片、戸分塊、大活大家做小活自己干（河南）の肯定はその適例である。一般原則としては、鄧子恢（農村工作部長）の手によって成文化をみた、1957年9月14日「中共中央關於做好農業合作社生産管理工作指示」（『人民日報』1957年9月16日）が明らかにしている如くである。

ちなみに、この指示は、農業合作社整頓指示、農業合作社内部互利政策貫徹指示とともに、同年9月に中共中央が召集した第4次農村工作會議が定め、高級合作社の運営原則を定めたものである。これが反右派斗争の真最中に定められたことは、この斗争とその後の文化大革命との様相のちがいを示すものとして、興味のあるところである。

この「生産管理工作の指示」は合作社の統一経営、集中領導を強調したが、「農業生産の分散性と自然条件から受ける制約により、きわめて大きな地域性と季節性をもつこと、加うるに当面、農業生産が主としては手工操作であるなどの特徴により生産管理上、一定の靈活性と機動性を保持すべきこと」を強調した。すなわち、「合作社の統一経営、集中領導と生産隊が生産管理上、發揮する主動性、靈活性を正しく結合することは、合作社の生産管理工作を指導する一つの基本原則であるとした。これらの見解は1980年以降の、包干到戸にいたる生産責任制をめぐる認識と共通するものとして興味深い。いまはそれを措いて、この指示」を概略紹介し、責任制と合作社の規模基準について考察する。指示の骨子は8点である。

1. 合作社は「統一経営、分級管理」の制度を設ける。合作社管理委員會は、合作社統一経営の領導機構である。生産隊は労働を組織し、農業生産を管理する基本単位である。一定の権限をもち、技術措置の改善、工分定額の臨時調整、余剩勞力の安排、小量副業の経営について一定の伸縮をする権限をもつ。各地は社管理委の集中過多、統得過死の欠点を改める。

2. 「包工、包産、包財務」の三包制度を実行

し、同時に超産提成奨励、減産控分的弁法を実行する。これは、合作社と生産隊の分工分権の一つの根本措置である。

3. 生産隊は生産管理において、必らず集団と個人の生産責任制をうち立て、各地の具体的条件に照らして、別々に「工包到組」「田間零活包到戸」の弁法を実行することができる。

4. 合作社は集団労働の根本原則を堅持し、分上を明確にし、相互協力をやり、併せて労働力を合理的に使用する。

5. 合作社は社員は一切の労働力を十分に利用し、社員を合理的に分配する工作を実行し、統籌兼顧、逐戸安排の方針をきちんと実行する。

6. 合作社と生産隊の規模の大小は、農業生産管理工作の成否に関係するところすこぶる大きい。当面の農業生産の各種の特徴により、また当面の農業社の技術水準と管理水準があまり高くないことにより、数年来の各地の実践の結果は大社、大隊は一般的に当面の生産条件に適合しないことを証明している。また、中央の1956年9月の指示が規定した合作社規模の一般標準は適当であることを証明している。

7. 合作社の技術措置と耕作改制は、因地制宜、因時制宜を強調しなくてはならない。

8. すべての合作社は積極的に、社員収入をふやすことを前提にして、公共積累を毎年増加し、不断に再生産を拡大し、つねに方法を講じて生産門路を拡大し、当年の生産と基本建設拡大を結びつけ、当面の利益と長遠の利益を結びつける。

「指示」は大要以上の如くである。しかし、この指示のしめした諸原則は、まもなく翌年にはじまる大躍進、人民公社化運動のなかで破られる。1961—2年の「人民公社工作条例」（修正草案）において回復し、調整期を経過する。1964—5年にはじまる「農業学大寨運動」は1967年の昔陽県の奪権斗争、革命委員會成立ののち、各地農村に一定の影響をもたらす。その際、上記の管理工作の原則はしばしばゆきぶられるが、その紆余曲折をつうじて相当広い範囲で貫徹されたものと推察する。しかしこの20年のあいだに生産隊、生産大隊級において、文化水準、技術水準を備えた青年社員が成長し、一般的にいう管理工作的水準は1957年当時とは比較にならぬ位に向上したようで

ある。こうした基礎条件を得て、はじめて1980年以降の包干到戸が可能であったとみる。

話をこの「指示」の第3項にもどす。さきに引用した文章のあとに、つぎの説明がある。「生産隊は労働規律教育を強化する。各社員は、数量と質の上で生産任務の按時完成を保証し、農具、耕畜を愛護し、生産費用を節約する。各一筆の土地ごとに各1件の農作業についてすべて生産小組もしくは専人の責任があるようにし、農作業完成の都度、専人が責任をもって驗収する。ただこのようにしてはじめて、一部の合作社にみる耕作粗糙、土地撩荒、無人負責の現象を徹底的に克服することができる」。

第3項はつまり、集団（生産小組）と個人の生産責任制、包工到組（労働の生産小組による責任ひき受け）、田間農活包到戸（圃場における農作業の戸別の責任ひき受け）、生産小組と個人専門責任者（専人）による各1筆農地各1件作業の責任制をしめたものである。問題はこの責任が「不聯産」であることから、どこまで責任制が貫徹したか疑問が残る。かりに「聯産」と結びついた責任制を実行したとして、当時の合作社、生産隊のリーダーに管理能力があったか、これも疑問である。

しかし、「日常的な農作業をすべて集団的にしなければならぬという結論」（p 258）は当時でもなかったことは明らかであろう。

第4項にさきの引用文につづいて、つぎの叙述がある。「按季節、按農活に分片分塊に包工して、臨時派工を極力避け高工浪費を防ぐことのほかに、異なった農活の性質に任せて、いくつかの農活は集体でやり、別のいくつかの農活は分散してやる。いわゆる大活集体干、小活分開干を規定すべきである」。指示のこの条項も、合作社労働が一義的に集団作業を予定するものでなかったことを明らかにしている。

さきに阪本さんは新海連市朝陽郷前進農業社の報告『高潮』が「社越大、優越性越大」と結論したことについて、「議論の荒っぽさがある」と批判した（p 250）。阪本さんは別の個所でも合作社の規模問題にふれている（p 258 - 264）。この規模問題について「指示」は第6項で一般原則をしめた。

「現在規模仍然過大而又沒有弁好的社、均広根

据社員要求、適當分小」として、今後の組織規模は「一般に100戸以上のばあいは村を単位として一村一社を実行する。若干の過小の自然村は、その間が接近している場合、数村一社とすることができる。過大の自然村は一村一社でもよいが一村数社でもよい」とした。

この指示が肯定した1956年9月12日「中共中央關於加強農業生產合作社的生產領導和組織建設的指示」（『人民日報』1956年9月13日）は合作社規模について「生産に有利、団結に有利、当面の管理水準に適合して、社員の連係に便利という原則」によるとして、つぎのように定めている。山区は100戸前後、丘陵区は200戸前後、平原区は300戸前後を適当とし「300戸以上の大村は一村一社としてよい」とのべている。これと比べて上記57年9月指示は100戸規模を一応の目安として大村は一村数社とするように傾斜したと思う。ここには「社越大越好」という発想はみられない。

ちなみに労働組織の規模について。56年9月指示は過大を戒めて、「現時点での生産技術条件と田間作業の必要にもとづいて調整する」として一般的には、小型の隊（20～30戸ないし30～40戸）とし、また生産小組は小型の組（7～8戸）を適当とした。57年9月の指示は生産隊の規模は一般に居住の接近として20戸前後が適当であるとした。そして、「合作社と生産隊の規模を調整したのち、生産管理上、2級制を実行し、従来の3級制あるいは、4級制を取消す」ことを定め、「この組織規模は今後10年間は変動せずと宣布すべし」とも規定した。この原則的規定は翌年の「人民公社化運動」によってすべて破られ、この規定の精神はその後20年余り後に回復されるまで陽の目をみなかった。こうした変遷の開始が1957年9月の7期三中全会の頃であり、終着は1978年12月の11期三中全会以降であった。

ちなみに人民公社の成立期から「人民公社工作条例」制定の1961～2年の頃までの生産隊および作業小組における労働管理制度の詳細は分らない。しかし、1958年の公社化にさいして、「上動下不動」の組織原則がしめされている。これによると、農閑期の基本建設作業を除く、日常の農作業ではやはり、作業小組を単位とする一種の承包制が実行されたのではないかと思う。たいへんなし

たたかさを以って、我流を行く中国の農民のことであるから、領導幹部の「左」錯誤のもとでも、かなり合理的な作業方式を実行していたのではないかと思う。

小論の末尾に紹介した河北省建明人民公社の、1974年11月当時の労働管理、労働報酬制度は、人民公社制度のもとでの責任制の事例をしめしている。最下級は作業組であって、各組の労働力は約90人、責任耕地20haである。管理方式は「定額包工」制で、責任単位は作業組であり、「四固定、三包、一獎」制を実行していた。

(3) 1955年の中国の農業問題

(1) 阪本さんの「協同化政策の軌跡」(第五章の表題)についての論述には、二つのライト・モチーフがあると思う。

「各戸生産請負制も集団経営の管理法の一つにすぎぬという」のであるが、「つまりは小農制である。あの大賽でさえ小農制に戻ったのである。……もちろん、土地改革直後といまとは、状況が違っている。……そんな変化はたしかにあった。だがつまりは小農制という大枠の中での変化なのである」(p232～3)。

もう一つ。「農業の協同化以降の毛沢東の指導に限っていえば、それがあつたからこそ、いまの中国があるというべきなのか、それともそれがあつたにもかかわらず、いまの中国農業があるというべきなのか? おそらく正解は後者ではなからうか、と私は思う」(p234)。

「小農制」の概念の幅は広いが、そのきめ方によるが、合作化、集団制との境界に留意していえば、「家庭聯産承包責任制」は小農制の側でなく、合作制の側にぞくすとみるのが妥当であろう。「地区合作経済」(もとの生産隊)が名存実亡に帰したとされる状況のもとでなお、合作制にぞくするとみる。したがって、土地改革の完成年1952年からの35年を「小農制という大枠の中での変化」とみることはできない。「小農制に戻った」とみることもできない。

「長い間後進的で貧しかった人民公社、生産隊で集団経済の魅力が失われたとしても、農民は依然として社会主義の道を捨てたいとはいわなかつ

た。社会主義の許す範囲で自然発生的に悪循環を脱け出す突破口を探すことを求めた。これが包産到戸の由来である」(吳象「陽関道与独木橋」『人民日報』1980年11月5日)。

中国における30年におわたる社会主義の歴史的体験の意味は大きい。統一経営と分散経営の結合した家庭聯産承包責任制を自然発生的に創造する素質を軽視することはできない。このばあい、中国農民は「小農制という大枠」をのり越えた地平にあるとみるべきであろう。農民のこの転換における毛沢東の功績を消し去ることは難しい。

そこで30年農業史における毛沢東の地位を問うならば、やはり、土地改革から互助合作化、人民公社とその整頓にいたる歴史過程をつうじて、毛沢東は最大の功労者であると思う。

1955年を頂点として、毛沢東は農業合作化の指導の問題をめぐる、中央農村工作部長の鄧子恢と対立する。対立の焦点は、合作化の速度の問題と、合作社経営における社員の責任制の問題であった。現在ではこの点に関して鄧子恢が正しかったと判定されている。

「毛沢東の見解には中国の実情に適さないものがある。しかし、それは、文化大革命以前の時期についていえば、局所的な現象であった。したがって毛沢東は錯誤の路線、鄧子恢は正確な路線であったと言いきってしまうことはできない」(1986年6月24日吳象講話)。

(2) 阪本さんは頁数にしてその論述の半分を、1955年当時の合作化問題に当てている。それは、毛沢東が丁寧に按語をつけ、中共中央弁公庁の編になる『中国農村的社会主义高潮』(上・中・下3冊)が1955年の各地報告を収録していて、阪本さんが主にこの本を材料に論じたからである。

1955年の時期は農業合作化の重要な転機となった年である。一つの傾向のうちに、それに隠されながら、もう一つの傾向が進行していた。一つの傾向とは土地改革を起点とする新民主主義社会において、農村の諸階級と勢力を立ち上らせ、現有の生産力を動員して、緩慢な進度で進行しはじめた互助合作化である。それは職なく、食を欠く人口に、働らき場を探しもたらし、食を与えるものであった。もう一つの傾向とは所有制の改革を通

じて集団の規模を拡大し（併社昇級）、「n倍」化のもたらす「規模の経済」の力にたより、それによって生まれるはずの生産力に期待をかけるものであった。

前者の傾向が穏歩前進であったのに対し、後者の傾向は急躁冒進であった。この急躁冒進の傾向は、対立する傾向を「右傾保守主義」と呼んだ。悲劇は急躁冒進が「規模の経済」を指導思想として、期待をかけた「規模の経済」から「生まれるはずの生産力」が難産したことであった。

農業合作化における「急躁冒進」の傾向は、その進行過程で①富裕中農の強制加入、利益侵害、②40%の農戸が初級合作社を経ずに高級合作化するなど、組織形式の早期改変、③合作社形式の単純、画一化などの欠点をともなった。この小論が重点として論及した中農、とくに富裕中農との団結の問題は、急躁冒進と穏歩前進の二つの傾向の対立の焦点をなす問題であった。（高化民「1955年夏季以後農業合作化運動遺留問題的探討」『党史研究』1983年4期）。

補遺 河北省遵化県建明人民公社の労働管理

1974年11月26～27日調査の建明公社の労働管理と労働報酬の制度を以下に記す。

概況。社員は2,700戸、14,700人うち労働力、6,000人（公社企業157人、大隊企業500人、したがって農業5,343人？）。1968年以来2級所有制。生産大隊21隊、作業組60組（平均90人、20ha）。農地19,000ム。ム当たり収量1973年1,204斤、1974年900斤。社員口糧1人400斤。

西舗大隊概況。社員は220戸、1,176人うち労働力330人、ほかに半労働力87人。作業組は3組の編制（農業2組、林業1組）。農地1,100ム、うち山区が70%。ム当たり収量1973年1,200斤、うち小麦800斤、玉米800斤、水稻600斤。社員口糧1人500斤。

労働管理。要約すると、五個規画と四個管理。原則。先進を奨励し格差を承認する。作業組に四固定（労働力、土地、工具、役畜）、三包（産量、工、成本）、一奨

五個規画。生産大隊は作業組に5項の規画を示す。産量（土地1筆ごと）、工分（400ムにつき

1ム当たり100ないし120工分の定工分）、分配、収入、開支の規画。産量が計画超過すると、工分増加の奨励をする。

四個管理。作業組は大隊の示す規画に責任を負い、4項管理を実行する。労働管理、労働力の数、質、技術にてらして毎年の労働日、基本工分を定める。生産管理、計画にもとづき措置し、生産指標を定める。財務管理、工分、糧食、現金、物資の管理を通じて計画を実行する。民主管理。

分配管理。工分総数160万点を次の如く配分する。75万点を大隊直轄の建設、会議などの工分とする。85万点は25万点を林業組60戸に配分し、60万点を農業組2組に30万点づつ配分する。30万点は各80戸、200ムに配分する。工分等級、成人完全労働力は3級制（7.4点、7.7点、8点）、半労働力は8級制（最低5.9点、最高8点）とし、技術性作業は20%を加算する。

粗収入の分配。粗収入25万円の構成は農業15万元、林業6.7万元、副業3.3万元（1人1頭の養豚）であり、次の如く配分した。生産費4.5万元、18%、公積金4万元、16%、公益金1万元、4%、労働報酬15.5万元、62%。この労働報酬は工分総数160万点（分）にたいして配分される。したがって工分単価は1点9.7銭、1労働日10点とすると97銭が労働報酬金額となる。

「只顧千分、不顧千斤」（呉象、張広友）。これは工分制における労働と報酬の関係を特徴づけた批判である。具体的に言うと、建明公社の作業組は平均で農地300ム、45戸、240人、労働力90人であって、これに30万点の定額工分が配分される。責任作業量である。1人平均3,000点、300労働日となる。1973年の工分単価は9.7銭、1労働日0.97元であった。生産・労働・報酬の関係は作業組全体としては取得する労働報酬の継付額を増産と節約によって最大限にすること、個人としては受取る工分数をより多くすることである。この両者が必らずしも結合しない。つまり、個人がただ工分数の多い仕事を追求しても、その仕事と増産が直接に結びつかず、工分＝点数稼ぎの風潮を生む欠陥がある。